

平成28年度政府予算
提言・要望書(案)
(地方創生・県政課題全般事項)

平成27年6月4日

岩手県知事 達増拓也

I 地方創生 関連事項

- 1 地方創生の推進を支える地方財政基盤の充実…………… 1
(内閣府・総務省)
- 2 地方重視の経済財政政策の実施…………… 3
(内閣府・総務省)
- 3 地方への移住・定住の促進…………… 4
(内閣府・総務省・国土交通省・農林水産省)
- 4 高等教育機関の地方分散、支援の充実…………… 6
(内閣府・文部科学省)
- 5 企業の本社機能移転、自治体の企業誘致への支援…………… 7
(内閣府・経済産業省)
- 6 雇用環境の改善…………… 9
(内閣府・厚生労働省)
- 7 結婚支援対策の充実・強化…………… 11
(内閣府・厚生労働省)
- 8 乳幼児等医療費助成の一律化…………… 13
(内閣府・厚生労働省)
- 9 地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整の廃止…………… 14
(内閣府・厚生労働省)
- 10 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施…………… 15
(内閣府・厚生労働省・文部科学省)
- 11 子育てしやすい労働環境の整備…………… 17
(内閣府・厚生労働省)
- 12 高校生等の修学に対する支援…………… 19
(内閣府・文部科学省)
- 13 女性の活躍推進事業への支援の継続…………… 21
(内閣府)
- 14 情報通信基盤整備等への支援…………… 22
(内閣府・総務省)
- 15 バス路線の維持確保に係る財政支援の一層強化…………… 23
(内閣府・国土交通省)

II 県政課題全般事項

- 1 地方の税財源の確保・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
(総務省・財務省)
- 2 災害応急対策等への財政支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
(内閣府・農林水産省・国土交通省)
- 3 火山防災対策への支援の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
(内閣府)
- 4 TPP協定交渉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
(内閣官房・外務省・財務省・農林水産省・経済産業省)
- 5 マイナンバー制度の円滑な導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
(内閣官房・総務省)
- 6 並行在来線への財政支援の一層強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
(国土交通省)
- 7 地方消費者行政に係る財政支援の継続及び拡充・・・・・・・・・・・・ 32
(消費者庁)
- 8 水道国庫補助金等の確実な財源の確保及び簡易水道統合に係る補助制度の延長・・・・・・ 33
(厚生労働省)
- 9 北上川の清流化確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
(総務省・経済産業省・国土交通省・環境省)
- 10 地域医療再生のための総合的な政策の確立・・・・・・・・・・・・ 36
(厚生労働省)
- 11 医師確保等人材の育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
(厚生労働省・文部科学省・総務省)
- 12 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等・・・・・・・・・・・・ 39
(厚生労働省・文部科学省・総務省)
- 13 介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等・・・・・・・・・・・・ 42
(厚生労働省)
- 14 自殺対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
(内閣府・厚生労働省)
- 15 診療報酬の改定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
(財務省・厚生労働省)

16	病院事業に係る地方財政措置の拡充 (総務省)	48
17	在宅医療の推進 (厚生労働省)	50
18	地域包括ケアシステムの構築支援 (厚生労働省・総務省)	52
19	産業競争力強化のための支援制度の拡充 (経済産業省)	54
20	農林業における「担い手育成」と「産地づくり」 (農林水産省・林野庁)	55
21	野生鳥獣対策の継続・拡充 (農林水産省・環境省)	70
22	農地・森林・水産基盤の整備及び保全 (農林水産省・林野庁・水産庁)	72
23	直轄事業の整備促進 (国土交通省)	79
24	地方の社会資本整備を推進するための予算の確保 (国土交通省)	81
25	土砂災害対策を推進するための財政支援等 (総務省・国土交通省)	83
26	社会資本の適切な維持管理に対する財政支援等 (国土交通省)	85
27	一般国道 106 号の指定区間編入 (国土交通省)	86
28	道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保 (国土交通省)	87
29	建築物の耐震化に対する財政支援 (国土交通省)	88
30	国際フィーダー航路を有する地方の重要港湾への財政支援 (国土交通省)	90
31	新たな教職員定数改善計画の策定 (文部科学省)	91
32	学校施設の耐震化推進に係る支援措置の継続 (文部科学省)	92

33	日本列島北部の文化に関する研究機関の設置	94
	(文化庁)	
34	地方警察官の増員及び財源措置	95
	(警察庁・総務省)	

1 地方創生の推進を支える地方財政基盤の充実

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要です。

このためには、地方の自主性や主体性が最大限に発揮できるための十分な財源の確保が不可欠であり、地方の一般財源総額の確保を含めた財政措置について、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 地方の主体性に配慮した新型交付金の継続

平成 26 年度に創設された新型交付金については、「2016 年度（平成 28 年度）からの本格実施に向けて検討し、成案を得る」こととされていますが、地方における少子化対策や東京一極集中是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、引き続き十分な措置を講じるよう要望します。

なお、検討にあたっては、5年間の総合戦略期間において、地方の戦略的・機動的な事業執行が可能となるよう、戦略期間に見合った額の財源を確保するとともに、より地方の自主性の高い制度とするよう要望します。

また、その配分にあたっては、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、自治体の財政力を考慮した算定とするよう要望します。

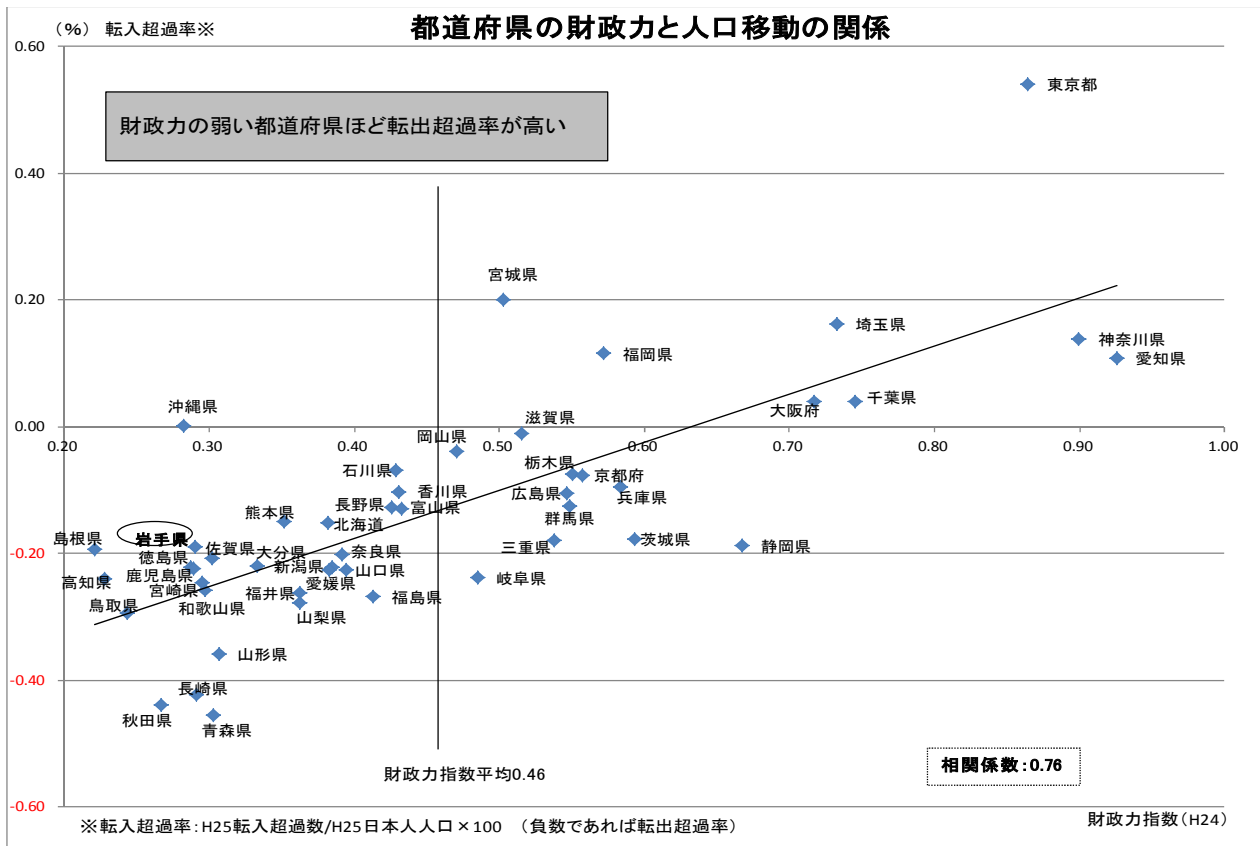
2 まち・ひと・しごと創生事業費の継続と十分な額の確保

地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続し、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とするとともに、引き続き、十分な額を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 地方の主体性に配慮した新型交付金の継続

- 人口移動は、財政力の低い都道府県ほど人口の転出率が高い。全国的に地方創生に取り組む中、財政力の低い自治体からますます人口流出する恐れが高く、人口流出が進む地域に配慮した交付金の配分が必要。



- 本県で交付金を活用し実施している「地方創生・地域産業緊急重点強化支援事業費補助金（予算額4億円、大型設備投資への補助）」においては、県内企業からの要望が多く、想定を上回る申し込み。地方創生を目的とした交付金を財源とした事業に対する需要は非常に高いことから、一層の増額・規模拡大が必要。

2 まち・ひと・しごと創生事業費の継続

- まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定にあたって設けられた人口減少等特別対策事業費については、下記の指標が設定。

取組の必要度 (5,000億円)	取組の成果 (1,000億円)
<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率／・転入者人口比率 ・転出者人口比率／・年少者人口比率 ・自然増減率／・若年者就業率 ・女性就業率／・有効求人倍率 ・1人あたり各産業の売上高 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率 ・転入者人口比率／・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率／・女性就業率

- 上記指標は、地方の独自の努力に基づき変動が生じることはもちろんであるが、国の政策などにも大きく左右されるところであり、より客観的な指標の検討が必要。
- 地方交付税は、客観的にあるべき財政需要に対して保障するものであり、「取組の必要度」を重視する必要。

【県担当部局】政策地域部 政策推進室、総務部 財政課

2 地方重視の経済財政政策の実施

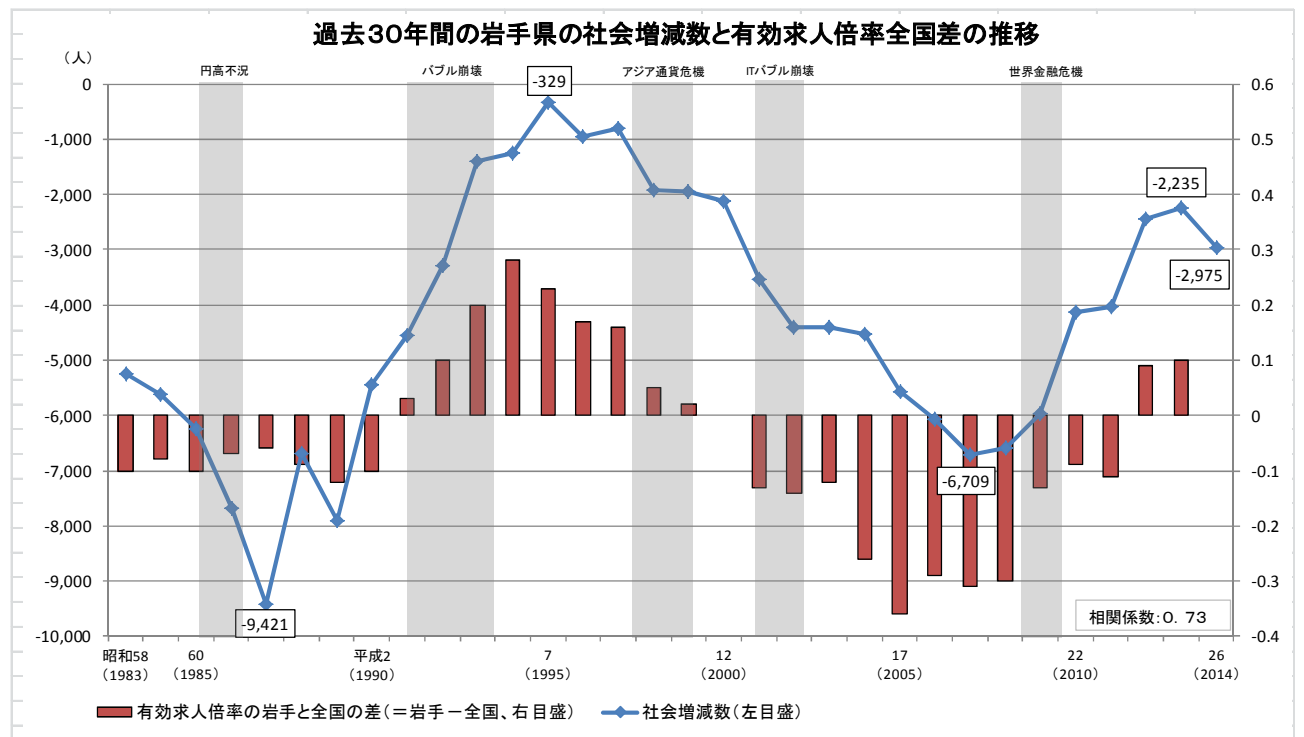
《 要 望 事 項 》

1 地方を重視した経済財政政策の実施

地方の人口は、地方と全国の経済状況の差が大きい場合に社会減が拡大する関係が見られることから、地方重視の経済財政政策を実施するよう要望します。

【現状と課題】

- 本県の人口の社会減は、有効求人倍率が全国平均を上回る場合に減少し、下回る場合に拡大する傾向。これは、地方独自の雇用対策に加え、国が経済対策を実施したことによる影響が大きく、人口流出状況にある（1981年からの累計で社会減となっている）34の都道府県のうち、8割以上にあたる29団体が、同様の傾向。
- 本県のみならず、地方部における人口の社会増減は、国の経済財政政策によるところが大きく、東京一極集中を是正し、地方の人口流出を防ぐためには、国による大胆な経済財政政策が不可欠。



【県担当部局】 政策地域部 政策推進室

3 地方への移住・定住の促進

《 要 望 事 項 》

1 地方への移住・定住促進の支援

首都圏から地方への移住・定住を促進するため、首都圏から地方へ移住する際の費用に対する所得税の税額控除等や国による大規模なキャンペーンの実施など、地方移住への希望を叶える施策に取り組むよう要望します。

2 政府機関等の積極的な移転及び新設

東京一極集中問題は、東京圏と東北地方との関係に象徴されるものであり、国による地方移住の率先した取組として、岩手県をはじめ東北地方への政府機関等の移転について、積極的に検討されるよう要望します。

また、地方から提案があった場合には、機関の移転のみならず、新設についても積極的に検討されるよう要望します。

3 二地域居住推進などのための環境整備

週末における田舎暮らしや介護のための二地域居住など、新しい生活形態の促進や地域産業の活性化を図るため、速達性の高い道路整備や高速道路利用者の負担を軽減する施策に取り組むよう要望します。

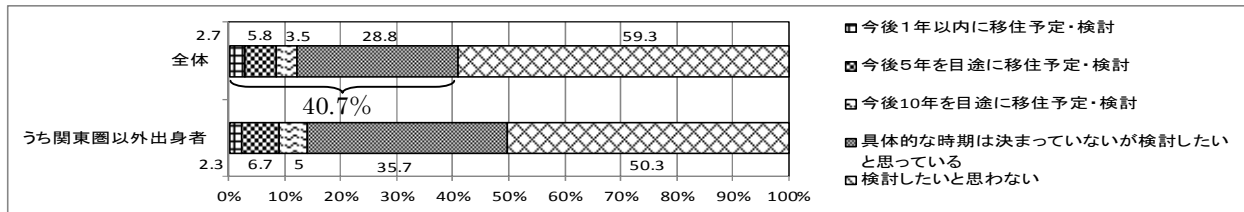
4 農林水産業の振興と農山漁村の活性化

本県への移住・定住を促進するためには、基幹産業である農林水産業の振興と農山漁村の活性化が重要であることから、担い手の確保・育成や6次産業化の取組の支援、グリーン・ツーリズムの振興等の施策を着実に実施するよう要望します。

【現状と課題】

- 政府が平成26年8月に行った調査によると、東京都から移住する予定又は移住を検討したいと思っている人の割合は40.7%と、高い状況。

<参考>「東京在住者の今後の移住に関する意向」



- 国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、東北地方出身者の東京圏在住の割合は、30.4%と、他の圏域出身者の東京圏在住の割合に比べて、極めて高い率。また、東北出身者が東北で居住し続けている割合についても58.0%と、他の圏域に比べて、極めて低い率。

東京圏から東北地方への移住促進は、東京一極集中是正の根幹をなす施策であり、政府においては、政府関係機関等の移転及び新設による地方移住の率先的な取組が必要。

「人口移動調査」による出生地ブロック別に見た現住地ブロックの割合

出生地	調査人数(人)	現住地(%)										
		北海道	東北	北関東	東京圏	中部・北陸	中京圏	大阪圏	京阪周辺	中国	四国	九州・沖縄
北海道	1,310	81.1	0.7	0.9	11.2	2.2	1.8	0.6	0.0	0.2	0.2	1.0
東北	1,407	2.0	58.0	3.7	30.4	2.4	1.1	1.1	0.3	0.2	0.1	0.6
北関東	1,675	0.2	0.1	81.3	15.1	1.0	0.8	0.6	0.3	0.2	0.0	0.4
東京圏	5,337	0.4	0.1	2.7	90.4	1.7	1.3	1.5	0.4	0.6	0.1	0.9
中部・北陸	3,626	0.2	0.0	1.1	11.7	81.6	2.9	1.4	0.4	0.4	0.0	0.2
中京圏	2,680	0.0	0.0	0.3	5.0	1.5	89.9	1.5	0.7	0.3	0.1	0.8
大阪圏	3,461	0.1	0.0	0.1	5.9	1.3	2.4	79.9	6.8	1.4	0.5	1.5
京阪周辺	822	0.0	0.1	0.0	4.1	0.9	1.9	10.9	80.4	0.9	0.0	0.7
中国	2,037	0.1	0.1	0.1	6.8	0.7	1.9	7.0	0.7	79.7	0.6	2.1
四国	995	0.0	0.1	0.4	6.4	0.8	1.8	9.8	1.2	2.6	75.8	1.0
九州・沖縄	3,895	0.2	0.0	0.4	8.1	0.9	2.6	4.2	0.7	1.7	0.3	80.8

他圏域に比べ、東京圏と東北地方との関係が突出して高い。

2011年 第7回人口移動調査(国立社会保障・人口問題研究所)

- 広大な県土を有する本県では、週末における田舎暮らしや介護のための二地域居住を行なう場合、移動に時間を要する状況。二地域居住を推進するため、速達性の高い道路整備や高速道路利用者の負担を軽減する施策などの取組が必要。

《盛岡市から久慈市までの移動時間等》

	移動時間	高速料金
一般道路利用	138分	—
高速道路利用	110分	2,270円 ※1

※1 高速料金は、東北自動車道(滝沢IC~九戸IC間)の普通車の通常料金。

- 本県の農業就業人口は、10年間で約3万人減(12万人→9万人)、65歳以上割合は約10ポイント増(54%→64%)。

	平成2年	平成12年	平成22年
全体	152,891	123,285	89,993
15~49歳	37,723	22,842	9,610
50~64歳	66,156	33,621	23,242
65歳以上	49,012 (32.1%)	66,822 (54.2%)	57,141 (63.5%)

【県担当部局】 政策地域部 政策推進室、県土整備部 県土整備企画室
農林水産部 農林水産企画室

4 高等教育機関の地方分散、支援の充実

《 要 望 事 項 》

1 高等教育機関の地方分散、支援の充実

高等教育機関の東京圏への集中は、東京一極集中を加速させる要因とも考えられることから、都市部の大学の定員超過の是正のあり方について検討するなど、地方への高等教育機関の分散について、積極的に推進するよう要望します。

また、地方における大学の役割は、これまでも増して重要であり、優秀な教員の確保や研究費の増額、大学が行う地域活性化への取組支援など、地方大学の魅力を高める施策に取り組むよう要望します。

【現状と課題】

- 高等教育機関の学校数及び学生数は東京圏に集中しており、進学期における東京圏への転出を加速させる要因の一つとなっている。特に私立大学の偏在は大きく、国による一定の地方分散施策が必要。

高等教育機関と圏域別分布

	人口		高等教育機関			
	人数(万人)	構成比	学校数(校)	構成比	学生数(人)	構成比
北海道	551	4.3%	37	4.7%	88,379	3.1%
東北	934	7.3%	50	6.4%	123,388	4.3%
北関東	698	5.5%	31	4.0%	89,677	3.1%
東京圏	3,561	27.8%	224	28.7%	1,165,628	40.8%
中部・北陸	1,222	9.5%	69	8.8%	151,078	5.3%
中京圏	1,135	8.9%	70	9.0%	226,512	7.9%
大阪圏	1,709	13.3%	130	16.6%	513,523	18.0%
京阪周辺	381	3.0%	22	2.8%	69,653	2.4%
中国	756	5.9%	51	6.5%	135,803	4.8%
四国	398	3.1%	16	2.0%	50,774	1.8%
九州・沖縄	1,460	11.4%	81	10.4%	241,114	8.4%

出典：平成26年度学校基本調査

【県担当部局】政策地域部 政策推進室、総務部 総務室

5 企業の本社機能移転、自治体の企業誘致への支援

国が進める地方拠点化施策の促進及び自治体による地域における産業・雇用のニーズに応じた企業誘致を一層推進するため、企業誘致に対する支援策について、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 本社機能移転・強化に伴い必要となるインフラ等の整備支援

企業の地方拠点強化税制を活用した本社機能の移転・強化を促進するため、高速通信等のインフラ整備に対する支援を行うよう要望します。

併せて、本社に付随して業務部門等が移転する場合においても、その施設・設備に対して支援を行うよう要望します。

2 地方自治体が行う企業誘致支援制度への支援

企業立地促進法に基づく地方税の免除に対する減収補てんの対象を、生産設備等の償却資産まで拡大するなど有効な財政支援を講ずるよう要望します。

【現状と課題】

1 本社機能移転・強化に伴い必要となるインフラ等の整備支援

- 平成 27 年 3 月 24 日、本社機能の移転や新增設の促進を目的とした税制支援措置を盛り込んだ「地域再生法の一部を改正する法律案」が閣議決定。国会に提出され、同法案は、現在審議待ちの状態。
- 税制優遇措置を受けるための要件等（いわゆる本社機能の範囲、増加する雇用者の数など）は、今後検討される見込み。
- 一方、現行法案の税制優遇を活用した移転・強化は、創業地又は創業者等の出身地等への移転のケースがほとんどであると思われ、本県を創業の地とする県外企業が多くないという実態を考慮すると、本県への本社機能移転・強化のためには、一層の支援措置が必要。
- 本社機能の移転・強化にあたっては、高速通信インフラの整備が求められるほか、本社に付随する業務部門が本社移転と同時に移転を検討するケースが想定されるが、当該部門に係る施設・設備の整備に対する支援制度がない状況。

2 地方自治体が行う企業誘致支援制度への支援

- 企業の新增設を促進するために、企業立地促進法においては、地方自治体が企業による土地、建物又は構築物の取得に対する不動産取得税及び固定資産税の課税を免除した場合には、当該自治体は交付税の減収補てん措置が受けられるところ。
- しかし、現行制度においては、生産設備等の償却資産に対する固定資産税の減免については減収補てんの対象となっていないことから、その拡大が必要。

【県担当部局】 商工労働観光部 企業立地推進課

6 雇用環境の改善

若年者の県外流出を食い止め、首都圏への人口一極集中を是正するためには、受け皿となる魅力ある企業づくりの支援が必要であることから、雇用環境の改善に資する制度を拡充するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 雇用環境の改善に資する助成制度の拡充

若年者の県内就職率・定着率の改善、正社員雇用の拡大、非正規雇用労働者の正社員への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の拡充に取り組むよう要望します。

2 「働き方改革」の推進及び監視機能の強化

長時間労働抑制や、年次有給休暇取得促進に関する制度等の整備を一層推進するよう要望します。併せて、適正な雇用ルールが確保されるよう、岩手労働局の監視機能の強化（労働基準監督官の増員等）に必要な対策を講じることを要望します。

【現状と課題】

1 雇用環境の改善制度の拡充

- 本県の新規高卒者の約4割、新規大卒者の約6割が県外へ就職。
- 就職後3年以内の離職率は高卒・大卒とも約4割で、全国に比べ若年者の早期離職率が高い傾向。
- 県では、毎年岩手労働局と連携した雇用環境の改善等についての関係団体への要請活動や、「雇用対策基金」を活用した正規雇用創出、国の助成金制度である「キャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース、処遇改善コース）」等の周知を行っているところ。
- 首都圏での人口一極集中を是正するためには、地方における雇用環境の改善に資する制度を拡充し、若年者の県外流出を食い止め、県内企業への就職等を促進することが必要。

《 本県の新卒者の県内就職割合 》

	H23.3月卒	H24.3月卒	H25.3月卒	H26.3月卒	H27.3月卒
高卒者	57.8%	57.8%	63.6%	64.4%	63.2%
大卒者	40.2%	41.5%	42.4%	44.9%	43.1%

《本県の新卒者の3年以内の離職率》

	H21.3月卒	H22.3月卒	H23.3月卒
高卒者	39.3%(全国 35.7%)	41.5%(全国 39.2%)	42.3%(全国 39.6%)
大卒者	38.8%(全国 28.7%)	39.2%(全国 31.0%)	43.4%(全国 32.4%)

2 「働き方改革」の推進及び監視機能の強化

- 『日本再興戦略』改訂2014（H26.6閣議決定）において、「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれたところ。

（主な内容）

長時間労働是正のための監督指導体制の充実強化、法違反の疑いのある企業への監督指導徹底、「朝型」の働き方普及、長時間労働抑制策や年次休暇取得促進策等の検討

- 現状においては、長時間労働や賃金不払残業等の過酷な働き方により、若者の使い捨てが疑われる、いわゆる「ブラック企業」の存在の社会問題化など、適切な雇用ルールが確保されていない実態があり、監視機能の強化が必要。
- 本県では、一人平均総実労働時間は全国で2番目に長く、年次有給休暇取得率は全国平均を下回っており、長時間労働を前提とした労働慣行の見直しや年次有給休暇の取得促進等の取組が重要な課題。

《本県の平均総実労働時間》

年度	岩手県			全国		
	所定内	所定外	計	所定内	所定外	計
H23	1,728	127	1,855	1,645	143	1,788
H24	1,776	147	1,923	1,662	146	1,808
H25	1,762	146	1,908	1,642	149	1,791

【県担当部局】 商工労働観光部 雇用対策・労働室

7 結婚支援対策の充実・強化

少子化は、地域経済の縮小や地域社会の担い手の減少など、住民生活や地域社会の存続に深刻な影響を及ぼすため、地域において重点的に取り組むべき課題であり、その対策として、男女の出会いの場の創出、結婚から出産・子育てに至るまでライフステージに応じた支援を行っていくことが重要です。

本県では、合計特殊出生率が 1.46 と低水準で推移しており、出生数も長期的に減少し続けていることから、若い世代が希望どおりに結婚し、希望する数の子どもを持つことができるよう、結婚支援対策の充実・強化について次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地域が取り組む結婚支援対策への財政支援の充実

これまでの少子化対策は、子育て支援に重点が置かれてきたところですが、少子化の大きな要因として未婚化、晩婚化があげられることから、地域が取り組む結婚支援対策についても充実・強化を図るため、十分な予算を措置するよう要望します。

また、地域少子化対策強化交付金については、地域における取組が継続的に行われるよう恒久化するとともに、結婚支援の先駆的な取組として地方団体が民間団体と共同で設置・運営する結婚支援センターのマッチング（お見合い）支援に要する経費（人件費を含む。）を交付対象とするなど、地域の実情に即した使い勝手の良い交付金とされるよう要望します。

【現状と課題】

- 本県の平成 25 年の合計特殊出生率は 1.46 と、全国平均の 1.43 を上回っているものの低い水準で推移。
- 出生率低下の大きな要因としては未婚化・晩婚化があげられるが、これまでの少子化対策は子育て支援が主であったため、未婚化・晩婚化に対する取組は優先順位が低かったもの。
- 地域少子化対策強化交付金の対象事業は、専門人材の養成や、相互理解のための仕組みの構築、結婚に向けた情報提供などの事業で構成されるが、結婚希望者の出会いの場の創出を目的としたイ

ベント開催事業や職員の人件費は対象外。

- 本県では、少子化対策の一環として、平成 27 年度中に民間団体と共同で結婚支援センターを設置・運営することとしており、会員登録による交際希望相手とのマッチングや、社員の結婚を応援する企業への企業間交流の支援、結婚支援ボランティアの交流・育成などを実施することとしている。平成 28 年度以降も結婚希望者のニーズにきめ細かく対応していくためには、地域の実情に即した使い勝手の良い交付金が必要。

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援課

8 乳幼児等医療費助成の一律化

乳幼児や子どもの適正な医療の確保を図るため、地方単独事業により医療費助成を実施しているところですが、自治体の財政力の差などにより助成対象や助成額に差が見られる状況となっています。

本来、医療費助成は、全国どこの地域においても同等な水準であるべきであり、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 乳幼児等医療費助成の全国一律化

乳幼児や子どもの医療費助成について、自治体の財政力により差がつかないよう、国において制度を創設するよう要望します。

【現状と課題】

- 出産や子育ては、日本全国どこにおいても一定水準の高いサービスを受けられることが望ましいが、実際には、医療費助成の対象年齢、所得制限、受給者負担等の内容が、都道府県や市町村によって異なっているところ。なお、国においては、平成20年4月から3歳以上の未就学児の一部負担金を3割から2割に軽減（0歳から2歳までは、以前から2割に軽減済）。
- それぞれの地域が自らの地域の魅力を高めることは、今後、一層重要な取組となってくるが、出産、子育て等に必要なサービスについては、自治体の財政力によって差が出ないことが望ましいところ。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課

9 地方単独医療費助成事業の現物給付化による 国庫負担金の減額調整の廃止

乳幼児、妊産婦、ひとり親家庭、重度心身障がい者の適正な医療の確保を図るため、地方単独事業により医療費の一部負担金の軽減措置を行っているところですが、本県では、子どもの医療費助成の拡大並びに「未就学児」及び「妊産婦」に係る現物給付を実施することとしています。

人口の自然減を食い止めるためには、社会全体で子育てを支援していくことが重要であり、今後、現物給付の対象範囲の拡大も視野に入れながら取り組んでいく必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整の廃止

地方単独事業により一部負担金を医療機関の窓口で軽減する場合の国民健康保険療養給付費等負担金及び調整交付金の減額調整を廃止するよう要望します。

【現状と課題】

- 医療費一部負担金の減免については、全ての都道府県において独自に取り組んでいるところであるが、国においては、地方単独事業による医療費一部負担金の現物給付化（窓口での負担減免）した場合には、国の療養給付費等負担金等が減額される仕組み。
- 本県では、昭和48年の制度開始時には医療機関の窓口で軽減する「現物給付」を採用していたが、国の療養給付費等負担金等の減額措置開始に併せて、市町村と協議のうえ、平成7年以降「償還払い」を採用。
- 平成28年8月から「未就学児」及び「妊産婦」を対象に現物給付を実施する予定としており、平成25年度県単医療費助成事業の実績から国庫負担金の減額調整額を粗々に試算すると、約1億円と見込まれるところ（なお、全事業を現物給付した場合の減額調整額は、約7億3千万円の見込）。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課

10 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

人口の自然減を食い止めるためには、社会全体で子育てを支援していくことが重要です。

平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度がスタートしたところですが、質の高い教育・保育サービスの実現に向け、財源の確保及び財政支援の拡充を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の改善」に係る財源の確保

子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、保護者や子どもが利用しやすい制度とすることはもとより、病児・病後児保育や延長保育等の多様なサービスへの対応のほか、保育士等の配置基準の見直しや職員の処遇改善をはじめとする保育士確保対策など、教育・保育の質の改善を図るため、十分な財源を確保するよう要望します。

さらには、私立幼稚園が新制度へ円滑に移行できるよう、特に、保育を必要としない満3歳以上の幼児に係る施設型給付費の地方公共団体への財政措置を充実するよう要望します。

2 利用者負担の地域の実情に即した見直し

特定教育・保育施設等に係る利用者負担額については、各市町村におけるその設定状況や多子世帯に係る軽減措置の状況等を踏まえ、各市町村の実情に即した制度となるよう逐次必要な見直しを行うことを要望します。

3 放課後児童クラブに対する財政支援の拡充

放課後児童クラブ設置促進のため、施設整備及び運営に係る国庫補助基準の引き上げや障がい児の受け入れ等への財政支援を引き続き充実するよう要望します。

【現状と課題】

1 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の改善」に係る財源の確保

- 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆円超の財源が必要であるが、消費税増収分から充当される0.7兆円以外の0.3兆円超は、予算編成過程で確保に取り組むこととされており、財源確保が不透明。
- 0.3兆円超の予算確保が実現されない場合には、職員配置基準の見直しや職員の処遇改善等の「質の改善」の充実が不十分。
- 新制度のうち、私立幼稚園で多くの受入れが予想される教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付費の財源構成は、全国统一費用部分（国：都道府県：市町村＝2：1：1）及び地方単独費用部分（市町村負担及び都道府県補助）に分けられるが、地方公共団体の多額の費用負担が求められているところ。

2 利用者負担の地域の実情に即した見直し

- 平成26年度においては県内33市町村で国が定める保育所徴収金基準額よりも低い額を保育料として設定しているところであり、子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設等の利用者負担額についても、それと同様傾向が見込まれることから、市町村に過大な負担が生じることの無いよう財政的な支援が必要。

3 放課後児童クラブに対する財政支援の拡充

- 増大するニーズに対応するため、放課後児童クラブの未設置市町村及び未設置小学校区の解消や大規模放課後児童クラブの分割による規模の適正化、増加する障がい児の受入れへの対応など、より一層の国の財政支援が必要。

【県担当部局】 保健福祉部 子ども子育て支援課
総務部 法務学事課

11 子育てしやすい労働環境の整備

厚生労働省の調査では、出産前に仕事をしていた女性の約6割が、出産・育児を理由に退職しており、出産・育児期における就業の継続が課題となっています。

また、出生率の低迷についても、仕事と家庭の両立が困難な労働環境などが背景にあると考えられ、労働力の不足や出生率の低迷を解消するためには、仕事と家庭を両立しやすい労働環境の整備や子育て中の女性の再就職支援が重要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止徹底

妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止について一層の徹底を図るなど、女性のキャリア形成のための労働環境の整備を一層推進するよう要望します。

2 仕事と家庭の両立支援対策の推進

仕事と家庭の両立支援のための雇用環境整備に取り組む事業主に対する助成金制度や税制優遇措置等の一層の拡充を図ることにより、就業の継続を可能とする短時間正社員制度などの多様な働き方の導入や定着を促進するなど、子育てしやすい働き方を一層推進するよう要望します。

3 育児休暇後のキャリアアップ支援

離職者等再就職訓練事業の託児サービス付き訓練コースについて、訓練終了後の就職支援期間中もサービスの対象とし、子育て中の女性の再就職活動への支援を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

- 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法により禁止されている、妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いをなくすためには、企業や労働者に対する関係法令の周知と法違反の是正の徹底が必要。

- 次世代育成支援対策推進法に基づき、企業において、仕事と家庭の両立を図るために必要な雇用環境の整備等について自主的な取組を促す「一般事業主行動計画」の策定及び「くるみん認定制度」の取得促進を図るため、一層の普及啓発と企業を取組を後押しする助成金制度や税制優遇措置の拡充が必要。

- 離職者等再就職訓練事業の託児サービス付き訓練コースについて、訓練終了後の就職支援期間（3ヵ月）もサービスの対象とし、再就職に必要な訓練を受けたものの、子供の預け先が確保できない子育て中の女性が就職活動に専念できる環境の整備が必要。

【県担当部局】 商工労働観光部 雇用対策・労働室

12 高校生等の修学に対する支援

地域が活性化し、発展していくためには、将来の地域を担う人材の育成が重要です。

全ての意志ある子どもたちが、経済的な理由により進学等を断念することなく安心して教育を受けられる学びの環境を整備するため、高校生等の修学に対する財政措置について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 高等学校等就学支援金制度の見直し・拡充

- (1) 生徒・保護者や関係機関の実情を踏まえ、事務手続きの簡素化の観点から、所得制限の基準、受給資格審査及び支給方法など、適宜制度の見直しを行うよう要望します。
- (2) 低所得者に対する加算支給限度額、単位制高等学校生徒に対する支給単位制限、支給月数の制限等の問題を解決するため、制度のさらなる拡充を図るよう要望します。
- (3) 東日本大震災津波の被災者においては、支給基準を緩和するなどの十分な配慮を行うよう要望します。

2 高等学校等修学支援事業の財源の確保・拡充

高等学校等修学支援事業については、安定した財源の確保を図り全額国庫負担により実施するとともに、特にも低所得者層に対する奨学のための給付金については、未だ全日制と定時制において、第1子と第2子以降との間で給付金額に大きな隔たりがあることから、その解消に向けた見直しを行うよう要望します。

3 奨学金制度の拡充

高校生の進路保障のため、国が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金の創設など、制度の充実を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 高等学校等就学支援金制度の見直し・拡充

- 高等学校等就学支援金制度に係る公立高等学校の事務手続きについては、生徒・保護者の高等学校入学時に準備する書類が増加するとともに、受給資格審査等事務による県（県立学校含む。）の業務量が増加し、手続きが煩雑化。
- 本県私立高等学校では、低所得者の受給者の割合が高く、経済的に負担が大きいことから、保護者負担が生じないよう加算金支給額を増額するなどの制度拡充が必要。
また、単位制高等学校において、支給対象上限単位数（74 単位）は、卒業に必要な修得単位数と同数であるが、単位を修得できない科目が生じる可能性があること等から、実態として当該単位数を超えて履修する生徒がほとんどであり（平均 80 単位程度）、これにより支給対象上限の拡大が必要。
さらに、病気等やむを得ない事情により休学する等した結果、原級留置により支給月額の上限（36 月（定時制・通信制の場合 48 月））を超過する生徒に対しても卒業するまでの支援が必要。
- 本県は復興の途上にあり、被災者の高等学校入学料・入学選考料等を東日本大震災津波の特例として免除しているところ。被災者が安心して高等学校に就学するため授業料の負担を軽減できるよう、きめ細かな配慮が必要。

2 高等学校等修学支援事業の財源の確保・拡充

- 高等学校の授業料制度の見直しに伴い、高校修学支援として創設された奨学のための給付金、学び直しへの支援及び家計急変世帯への支援の各事業については、予算補助とされていることから、各支援事業を確実に実施するためには、国庫において所要額の確保が必要。
また、奨学のための給付金は、通信制課程においては、第 1 子と第 2 子以降の給付金額の差が解消されたが、全日制等については給付金額に大きな隔たりがあるところ。

3 奨学金制度の拡充

- 国が実施する大学等奨学金事業は、無利子奨学金事業を拡充しているところであるが、意欲と能力のある高校生が経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、給付型奨学金制度の創設など制度の充実を図り、安心して進学し、学業に専念できる環境を整える必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室
総務部 法務学事課

13 女性の活躍推進事業への支援の継続

少子高齢化により生産年齢人口の減少が進む中で、女性の活躍が、地域の活性化や東日本大震災津波からの復興の加速化を図るために重要です。

このため、平成26年5月に設立した官民連携組織である「いわて女性の活躍促進連携会議」などを通じて、女性の活躍推進の取組を継続して進めていくために、十分な財源の確保が必要であり、国による財源措置について、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 女性の活躍推進事業への支援の継続

「地域女性活躍推進交付金」を平成28年度以降も引き続き交付するなど、継続的な国の支援を要望します。

【現状と課題】

- 1 岩手県の女性の活躍を推進することによって、復興の加速化を進め、地域経済活性化に寄与することを目的として、経済団体や産業団体等の関係団体による「いわて女性の活躍促進連携会議」を平成26年5月に設置し、女性の活躍推進のための事業を実施してきたところ。

〈平成27年度の主な実施事業〉

- (1) 構成17団体等による連携会議の開催
 - (2) 女性キャリアアップセミナー
 - (3) 女性活躍に関する出前講座
 - (4) 女性活躍のための経営者研修
 - (5) 男性の理解促進のための研修等 など
- 2 岩手県において、女性の活躍推進のための事業実施にあたり、県内事業所等の現状などを把握するために、平成26年7月に「いわて女性の活躍促進に関するアンケート」を実施。
アンケート結果の中で、求められる行政施策として、「女性に対する意識啓発、教育訓練の充実」、「男性・事業主に対する意識啓発」が上位を占めており、継続的な事業の実施が必要。
 - 3 平成27年度は、「地域女性活躍推進交付金」を活用し、女性の活躍推進のための事業を実施しているところであるが、「地域女性活躍推進交付金」は、単年度の交付金であり、岩手県の女性の活躍推進に資する取組を継続的に実施することが必要とされる中で、平成28年度以降の事業の実施が困難。

【県担当部局】環境生活部 若者女性協働推進室

14 情報通信基盤整備等への支援

ブロードバンドや携帯電話等の情報通信基盤は、電気、水道と同様にライフラインとしての役割を担っていることに加え、地域からの情報発信や雇用創出等の地方創生を進めるためにも重要な社会基盤であることから、情報通信基盤の整備促進について、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 通信事業者の設備投資を促進するための支援制度の創設及び拡充

条件不利地域での通信事業者の設備投資を促進するため、低利融資、税制優遇措置、債務保証などの支援制度を継続するとともに、通信事業者を事業主体とする補助制度を創設するよう要望します。

また、ユニバーサルサービス制度を見直し、光ファイバ等のブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とするよう要望します。

2 市町村の維持管理運営費等に係る支援制度の創設

公設民営方式により情報通信基盤を整備した市町村の負担を軽減し、その安定的な運営を図るため、維持管理運営費や設備更新費について支援制度を創設するよう要望します。

3 共聴施設の維持管理等に係る支援制度の創設

地上デジタル放送難視対策を行った共聴施設等の維持管理等について、住民の過重な負担とならないよう支援制度を創設することを要望します。

【現状と課題】

- 本県は、条件不利地域を多く抱え、採算面から民間主導による情報通信基盤整備が進みにくい状況。
- 地上デジタル放送の難視対策を行った共聴施設等は、過疎化に伴う共聴施設毎の世帯数の減少等により維持管理や改修が困難な状況。

【県担当部局】 政策地域部 情報政策課

15 バス路線の維持確保に係る財政支援の一層強化

人口減少や自家用車利用の増加により地方における路線バスの利用が減少し、赤字路線の廃止や減便が進行する等、その維持が厳しい状況にあります。

これにより移動手段を確保することが困難な地域住民が増加し、地方における社会経済活動の衰退につながるといった深刻な問題が発生し、さらなる人口減少を招くという悪循環が懸念されます。

ついては、地方におけるバス路線の維持確保のため、さらなる財政支援が必要不可欠であることから、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 バス路線の維持確保に係る財政支援の一層強化

地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助及び車両減価償却費補助における補助要件の緩和並びに地域内フィーダー系統確保維持費補助における新規性要件の緩和及び補助上限額の拡大を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 地域間幹線系統確保維持費補助

- 1日あたり輸送量（運行回数×平均乗車密度）15人以上150人以下の広域的・幹線的路線における運行欠損額に対して補助。
- 補助の対象外となる路線は、その維持確保が困難になり、地域における生活の足の確保に大きな影響を与えるほか、地域における交流人口拡大のためのツールが失われるおそれがあることから、補助要件のうち、実績輸送量及び平均乗車密度5人未満の場合や他路線との競合区間により減額されている補助対象経費の算出方法の緩和が必要。

2 車両減価償却費補助

- バス事業者の車両購入に伴う費用に対して補助するものであり、新車購入が対象。
- バス事業者においては、老朽化した車両の更新を進めることが大きな課題であるが、経営環境の厳しさから費用の捻出が困難であり、補助対象に中古車を含むよう要件の緩和が必要。

3 地域内フィーダー系統確保維持費補助

- 地域間幹線バスと密接な地域内フィーダー路線について、市町村毎に算定される国庫補助上限額を上限に補助が行われており、新たに運行を開始する路線が対象。
- 過疎地域から幹線バスに接続する支線は、過疎地域と都市部の拠点を繋ぐ重要な交通手段であり、地域における生活交通ネットワークとして維持確保を図る必要があることから、新規性要件の緩和及び算定基礎単価の増額による補助上限額の拡大が必要。
- 滝沢市（導入検討中）
運行経費（運賃収入除く） 約 54,100 千円 国庫補助上限額 約 12,000 千円

【県担当部局】 政策地域部 地域振興室

1 地方の税財源の確保・充実

地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や偏在性のない安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現するよう要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化

社会保障関係経費の増等による厳しい地方財政の状況を踏まえ、地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源の総額について、実質的に前年度と同水準を確保するよう要望します。

なお、地方財政計画の策定にあたっては、地方の経済情勢を踏まえ、税収を的確に見込むとともに、地方創生のために必要な経費やその他の地方単独事業等の財政需要を適切に反映させ、歳出特別枠や別枠加算についても、雇用対策や地域経済の活性化等を図るため、適切に措置するよう要望します。

また、地方財源不足の解消にあたっては、地方財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債の大量発行によることなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき国税5税の地方交付税法定率を引き上げるよう要望します。

2 地方税財源の充実強化

(1) 国・地方間の税源配分の見直し

地方分権改革を推進するため、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すよう要望します。その際には、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税の体系を構築するよう要望します。

(2) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準については、平成27年度の税制改正において見直しが行われたところですが、なお都道府県別の最終消費を把握できない部分が想定されること等を踏まえ、消費代替指標である人口の比率を高める方向で、引き続き見直すよう要望します。

【現状と課題】

- 国と地方の歳出比が 42 : 58 であるのに対し、国と地方の税収比は 59 : 41 となっており、国と地方の役割分担に見合う税源配分となっていないところ。
- 税源の偏在性は人口 1 人当たりの税収額での比較が一つの目安となっているが、本県(H25 195,106 円)は、全国平均(同 275,418 円)の 70.8%で、全国最高の東京都(同 497,507 円)の半分に満たない状況。
- 現行の地方消費税の清算基準は、最終消費地に税収を帰属させるため、「消費に関連した小売年間販売額+サービス業対個人事業収入額」、「人口」及び「従業者数」を用いた基準により都道府県間において清算。
- 平成 27 年度税制改正において、「従業者数」の比率を下げ、「人口」の比率を高めたところ。
- 今後も、地方消費税の清算基準を見直す際には、社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない部分が想定されることを踏まえ、消費代替指標として「人口」を用いることにより、算定における「人口」の比率を高める方向で見直す必要。

【県担当部局】 総務部 財政課、税務課

2 災害応急対策等への財政支援

〈 要 望 事 項 〉

1 市町村の防災マップ作成等に対する財政支援

大雨災害等が頻発する本県においては、危険箇所や避難場所、避難経路等の住民等に対する周知などの取組の重要性が増していることから、既存の国の補助制度の見直しを行うなど、市町村における防災マップ作成等の取組に対して、一層の財政支援を講じるよう要望します。

2 災害応急対策に対する財政支援等

災害時においては、災害応急対策や汚泥・流木処理、災害廃棄物処理、さらには被災者支援など、多岐にわたる対策を県・市町村が連携して実施していますが、こうした対策は、被災自治体にとって大きな財政負担を伴うものとなっていることから、十分な財政支援を確実に実施するよう要望します。

【現状と課題】

1 市町村の防災マップ作成等に対する財政支援

- 本県では、市町村における防災マップの作成・更新等が十分に行われていないのが現状。
(県内 33 市町村のうち約 1/3 が未作成。作成している市町村の大半では、最新の被害状況等を考慮した更新等が行われていない状況)
- これは、地方経済の低迷に伴う市町村の財政状況の悪化や専門職員の不足など、防災マップ作成等の防災対策の充実化を図るための環境が整っていないことも一つの要因。
- 市町村による防災マップの作成に係る国の補助事業については、内閣府（津波災害のみ対象）のほか、国土交通省（浸水害のみ）、農林水産省（ため池等破損による浸水害）などが設けているが、対象となる災害や対象地域が限定されているため、あらゆる災害に対応したマップ作成が困難。

2 災害応急対策に対する財政支援等

- 災害時において、被災自治体は、住民等の要望に応じ、多岐にわたる対策を実施しているところであるが、その実施には多額の経費を要し、大きな財政負担となっているのが現状。
- 地域の被災の状況や地域経済に与える影響を考慮し、必要と認めて被災自治体を実施する対策等に対しては、特別交付税による措置等を確実に実施するなど、災害時に被災自治体を支援するための財政措置に特段の配慮が必要。

【県担当部局】総務部 総合防災室

3 火山防災対策への支援の強化

《 要 望 事 項 》

1 火山防災対策への支援の強化

火山防災に係る観測、調査体制をさらに充実させ、噴火シナリオやハザードマップ作成を主導するとともに、自治体が行う火山防災対策について、財政面を含め支援の強化を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 県内火山の概況

○ 本県に影響を与える活火山は、八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の4火山。このうち、八幡平を除く3火山は、気象庁の常時観測火山とされ、24時間監視体制がとられているところ。

《 4火山の影響を受ける市町村 》

区分	八幡平	岩手山	秋田駒ヶ岳	栗駒山
影響を受ける市町村	八幡平市	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町	雫石町	一関市

2 火山ハザードマップの作成状況

○ 現在、県内の常時観測火山3山のうち、火山ハザードマップが作成されているのは、岩手山と秋田駒ヶ岳の2山であり、栗駒山は未作成。

- ・ 岩手山（H10.10作成）は、本県が平成7年から国の補助事業で実施していた「噴火警戒避難対策事業（砂防対策）」の中で作成していた火山災害予測区域図の原案を基に、平成10年の火山活動の活発化を受けて同年に立ち上げた岩手山火山災害対策検討委員会において噴火形態、規模を見直し、ハザードマップを作成。
- ・ 秋田駒ヶ岳（H15.2作成）は、国交省湯沢河川国道事務所が「八幡平山系直轄砂防事業」として総合的な土砂移動監視システムの構築を念頭においた整備計画を進めるにあたり、火山防災対策の基本であるハザードマップの作成等、必要な項目を検討するため、秋田駒ヶ岳火山防災対策検討委員会を立ち上げ、ハザードマップを作成。

3 栗駒山への対応状況

○ 噴火史等の解明が進んでいないこともあって、火山ハザードマップの作成等が進んでおらず、関係する国の機関・県・市町村や有識者などが連携した検討・取組が必要であることから、平成27年3月に関係県・市町村等と連携し、火山防災協議会を設置。

4 本県の今後の動き

○ 活動火山対策特別措置法の一部改正や国による火山防災対策の基本指針の策定等を踏まえ、今後具体的に火山防災対策を検討していく予定。

【県担当部局】総務部 総合防災室

4 TPP協定交渉

TPP協定は、本県の基幹産業である農林水産業のみならず、食の安全、投資、医療、労働、政府調達など、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

これまで、TPP協定への参加については、国民に対する十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くしたうえで、慎重に判断するよう繰り返し強く求めてきたところですが、このような対応が政府において十分になされないまま、交渉参加国との交渉が行われ、TPP協定参加に向けた準備が進められていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 TPP協定交渉への姿勢及び農林水産業・被災地への配慮

(1) TPP協定への参加については、平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議も踏まえ、十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くしたうえで、慎重に判断するよう要望します。

また、地域経済や国民生活に影響が生じると見込まれる場合には、交渉からの撤退も含め、断固たる姿勢で臨むよう要望します。

(2) 本県の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的な機能を有する農林水産業については、TPP協定への参加如何にかかわらず、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化を図る施策を講じることを要望します。

また、施策の推進にあたっては、地域における集落営農や6次産業化などの取組の努力が実を結ぶよう十分な配慮を要望します。

(3) TPP協定への参加を判断するにあたっては、東日本大震災津波からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることのないよう、十分に配慮することを要望します。

【県担当部局】 政策地域部 政策推進室

商工労働観光部 商工企画室

農林水産部 農林水産企画室

5 マイナンバー制度の円滑な導入

《 要 望 事 項 》

1 マイナンバー制度の周知・広報の強化

マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、「個人番号カード」の取得等の際に混乱が生じ、普及・定着が阻害されるおそれがあることから、国民が適切に取り扱えるよう、制度概要やメリット等に加え、必要となる手続きや注意すべき事項等について、早急に周知・広報を強化するよう要望します。

特に、情報弱者及び中小民間事業者に対して、様々な媒体を活用した効果的かつきめ細やかな周知・広報を行うよう要望します。

2 マイナンバー制度導入に伴う財政措置

マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、システム及びネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については、原則として、国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう要望します。

【現状と課題】

- 国では、平成 26 年 10 月からポスター掲示やヘルプデスクの設置、平成 26 年 3 月からテレビや新聞広告等を利用し広くマイナンバー制度の周知を図っているところ。
- 制度の円滑な導入や個人番号カードの利用増のほか、事業者の特定個人情報の適切な保護等のため、周知・広報をより強化する必要。特に、高齢者、障がい者及び中小民間事業者等について、きめ細やかな周知・広報が必要。
- マイナンバー制度導入に伴うシステム改修等については、国庫補助を受け作業を進めている段階であるが、連携テストやネットワークの改修費用等についての経費負担が不明確。

【県担当部局】 政策地域部 情報政策課

6 並行在来線への財政支援の一層強化

鉄道は国内貨物輸送における重要なインフラであり、その一端を担う並行在来線における安全性の向上に資する施設整備が国土強靱化に不可欠となっていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 安全性の向上に資する設備の整備に対する財政支援の一層強化

地域公共交通確保維持改善事業のうち、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、交付の対象要件の緩和、対象経費の拡大及び補助率の引上げを行うよう要望します。

【現状と課題】

1 設備整備の必要性

- 東日本大震災発災の1週間後でのIGRいわて銀河鉄道線の早期復旧により、貨物列車による日本海側を迂回した緊急石油輸送が実現。国家の重要インフラとしての機能を発揮し、同線が緊急時のライフラインの確保に果たす役割が実証。しかし、同線の開業時にJRから在姿・有償譲渡を受けた資産を中心に、設備の老朽化が進行しており、整備が必要。
- 貨物列車の走行に資する設備の整備に要する経費等に対しては、JR貨物から線路使用料（経費の概ね8割）が支払われるが、IGRいわて銀河鉄道負担分（概ね2割）も多額であり、未だ負担が大きい。

2 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の制約

- 鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対し、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業による補助制度（補助率1/3）が措置されているが、下記の制約。
 - ・ 補助対象経費が鉄道事業者の経常利益より少ない場合は、補助金の交付対象外。
 - ・ 補助対象経費は該当設備のグレードアップ又は同種交換とされていることから、維持コスト抑制のため鉄道事業者があえてダウングレードを選択する場合は、補助対象経費外。
 - ・ 鉄道事業再構築実施計画を実施する鉄道事業者への補助率は、平成25年度から1/2に引上げられたが、貨物輸送を支えるその他の鉄道事業者への補助率は、従前通り1/3。

【県担当部局】 政策地域部 地域振興室

7 地方消費者行政に係る財政支援の継続及び拡充

《 要 望 事 項 》

1 地方消費者行政に係る財政支援の継続及び拡充

引き続き地方消費者行政の機能強化を図ることができるよう、地方消費者行政推進交付金による相談員の人件費等に係る財政支援の継続及び拡充を行うとともに、交付見込額を早期に示すよう要望します。

【現状と課題】

1 交付金による基金の造成と成果

- 国の「地方消費者行政活性化交付金」等により平成20年に「消費者行政活性化基金」を造成し、これを財源に県及び市町村の消費生活相談体制の整備をはじめとする消費者行政の充実・強化に取り組んだ結果、平成25年度までに県内全市町村に消費者相談窓口が設置されるなど、機能強化が図られたところ。

2 制度改定と交付額

- 平成27年に、上記交付金に代わり、単年度で直接事業に充当される「地方消費者行政推進交付金」が創設されたが、平成27年度の交付額は、平成26年度の補正分と合わせても県及び市町村の要望額の8割未満となっているところ。

3 財政支援の継続と拡充

- 県及び市町村が計画的・継続的に消費生活相談体制を維持・強化していくためには、特に相談員の人件費等に係る財政支援の継続及び拡充が必要。

4 交付見込額の早期の教示

- 交付金を有効に活用するためにも、予算編成後、速やかに交付見込額を示されたい。

【県担当部局】 環境生活部 県民くらしの安全課

8 水道国庫補助金等の確実な財源の確保及び 簡易水道統合に係る補助制度の延長

《 要 望 事 項 》

1 水道国庫補助金等の確実な財源の確保

引き続き市町村等が水道の普及、施設の耐震化・更新等を計画的に行うことができるよう施設整備に要する費用に対して、確実な財源の確保を要望します。

2 簡易水道統合に係る補助制度の延長

簡易水道事業の財政基盤の安定化、経営効率化が図れるよう平成 28 年度までとされている簡易水道再編推進事業を平成 29 年度以降も継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 水道国庫補助金等の確実な財源の確保

- 水道普及率は全体で 93.0%にとどまっており（全国平均 97.7%）、市町村間では 59.3%～99.4%と大きな開きがあるところ。
- 水道施設の耐震化率は、基幹管路 44.8%、浄水施設 22.6%、配水池 27.7%にとどまっており、また、病院等の重要給水施設への配水管の耐震化率は 17.5%（全国平均 34.0%）と低調。
- 市町村等は、普及率の向上、老朽化対策・耐震化、事業統合・広域化のため、耐震化計画等をもとに国庫補助金を活用し施設整備を進めているが、27 年度は要望額に対し 70%程度しか予算措置されず（25・26 年度は 100%交付）、整備計画の縮小、遅延を余儀なくされている状況。
- 重要なライフラインである水道の普及、施設の耐震化・更新等を計画的に行っていくためには、施設整備に要する費用に対して国による十分な財政支援が必要。

2 簡易水道統合に係る補助制度の延長

- 市町村は策定した簡易水道統合計画をもとに、連絡管の布設、遠隔監視システムの導入など経営効率化を図るための整備を簡易水道再編推進事業補助金を活用し実施してきたところ。
- 当該補助金は、19 年度から 28 年度まで 10 年間の期限付き補助事業であるが、中山間地域の地理的条件が厳しい市町村では、10 年間の計画では整備しきれない事業について、自主財源での整備を行なわざるを得ない状況。
- また、平成 27 年度補助金が大幅減額となったため、中山間地域の市町村に限らず、計画していた施設整備を平成 28 年度内に完了することが困難。
- 簡易水道事業の経営基盤の安定化、経営効率化が図られるよう補助期限の延長が必要。

【県担当部局】環境生活部 県民くらしの安全課

9 北上川の清流化確保対策

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところであるが、恒久的財源対策、3メートル坑の安全対策等の課題があることから、国の責任における措置を要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、岩手県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っていますが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であることから、恒久的で安定した財政制度を確立するよう要望します。

また、それまでは現行の補助率3/4を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担にかかる特別交付税措置を維持するよう併せて要望します。

2 3メートル坑の安全対策

専門家による調査の結果、将来はいずれ崩壊し、坑廃水の漏出のおそれもあるとされた3メートル坑について、国が盤ぶくれ対策を早急に講じるよう要望します。

3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで直轄管理区間を延伸し、水質保全措置も含めた河川の一体管理を国で行うよう要望します。

【現状と課題】

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

- 旧松尾鉱山の坑廃水処理は、半永久的に24時間365日休むことなく実施していかなければならないものであることから、国において法整備を行い、国の財政事情に影響されない恒久的で安定した財政制度の確立を求めてきたが、「引き続き補助金の交付により、坑廃水処理が確実に実行されるよう支援していく。」との回答にとどまっている状況。

- 平成 27 年度は全国枠で概算要求額に対し 79.3%の予算内示にとどまっているが、国（経済産業省）からは中和処理にかかる維持管理費用は要求額どおり確保しており、概算要求と予算内示の差額分（496 百万円）は発生源対策工事等の費用と聞いているところ。

なお、この差額分のうち、重要度の高いものについて、前年度（平成 26 年度）の補正予算である 190 百万円で措置済みと、国（経済産業省）からは聞いているところ。

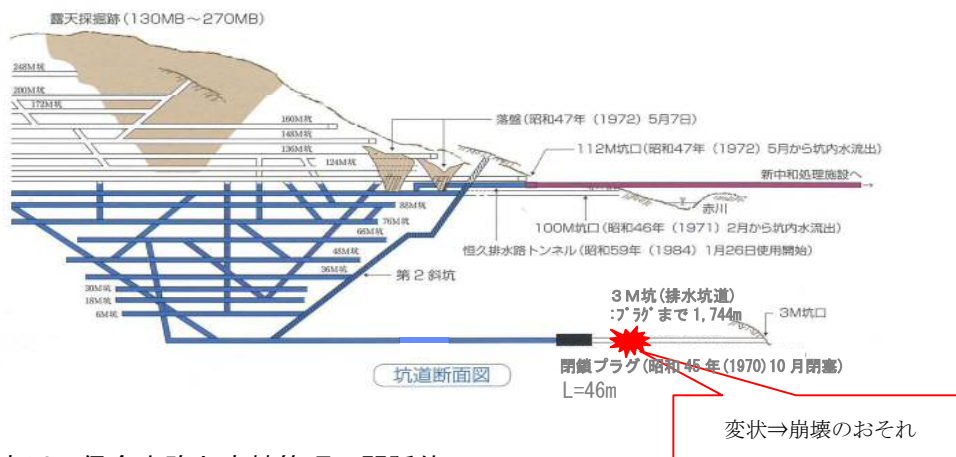
【休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（全国枠）の推移】

	予算額	概算要求額	対概算比
H27	1,904 百万円	2,400 百万円	79.3%
H26	1,906 百万円	2,015 百万円	94.6%
H25	1,915 百万円	1,915 百万円	100.0%
H24	2,028 百万円	2,028 百万円	100.0%
H23	2,091 百万円	2,091 百万円	100.0%
H21	2,000 百万円	2,067 百万円	96.8%
H19	2,046 百万円	2,056 百万円	99.5%

※H25 年度補正予算 5 億円、H26 年度補正予算 1.9 億円

2 3メートル坑の安全対策

- 坑内からの坑廃水の流出を防いでいる密閉プラグ周辺の旧排水坑道「3メートル坑」は、坑道の変状が毎年進んできており、いずれ崩壊が想定されることから、国において早急に安全対策を講じる必要。
- 密閉プラグは、鉱山行政を所管する国（経済産業省）が昭和 45 年度に行政代執行で設置したもので、県は、密閉プラグと 3メートル坑について、法的になんら管理義務を有しているものでないことから、国が自らの責任において必要な措置をとる必要。
しかし、これまでのところ、国からは「現場の状況を十分に確認しつつ、補助金等の活用により、3メートル坑の安全対策について支援していく。」との回答にとどまっている状況。



3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

- 赤川保全水路は、坑廃水の発生原因である雨水等の地盤への浸透防止のため、昭和 47 年に建設省が整備に着手（全体計画 L=9,040m）し、昭和 56 年に緊急整備区間（L=2,046m）が完了。
- その他の区間（L=6,994m）は未着工であり、県では、残区間の早期整備を継続して要望してきたが、国土交通省からは、昭和 59 年の北上川酸性水恒久対策専門委員会の意見を踏まえ、所期の目的は達成されており工事区間を延伸しても効果が期待できないとして、事業は完了との認識を示されている状況。
- このため、平成 19 年度から、水質保全措置も含めて、上流（赤川）から下流（北上川）まで国直轄により河川の一体管理を行うよう要望。

【県担当部局】 環境生活部 環境保全課
県土整備部 河川課

10 地域医療再生のための総合的な政策の確立

今日、地域においては保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていますが、病院勤務医師の不足が一層深刻化しており、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあることから、地域医療の再生を図るため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、住民が地域で等しく適切な医療を受けられることを目的とした総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定するとともに、実効性のある運用を実現するよう要望します。

具体的には、臨床研修医の募集に際して、地域枠・診療科枠を設定し、全国的な臨床研修医の配置調整を行うとともに、保険医に対して医師過少地域医療機関への勤務を義務付けるなど、地域別、診療科別の医師の偏在を解消する施策を直ちに実行するよう要望します。

【現状と課題】

- これまでの地域医療行政は、救急医療、へき地医療、周産期医療といった分野ごとに、個別の課題に対応した方策がとられてきたが、現状において、医師不足による医師の地域偏在、診療科偏在が進む中、従来のような個別の方策では地域医療の確保が困難な状況。

《本県の医師不足の現状：人口10万に対する医師数（H24 医師・歯科医師・薬剤師調査）》

全 国	東北平均（本県除く）	岩 手 県
237.8 人	211.3 人	199.8 人

- 本県では、平成26年2月に東京都において「地域医療再生シンポジウム」を開催し、「地域医療基本法」の制定を提言したほか、平成27年2月に知事と有識者による対談を行い、対談内容等について新聞雑誌を通じた広報活動を実施するなど、持続可能な医療体制の構築に向けた情報発信を行っているところ。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

11 医師確保等人材の育成支援

東日本大震災津波による被災前から医師不足であった本県は、震災による未曾有の被害により、沿岸部をはじめとして、これまでも増して医師が不足する状況となっています。また、近年の保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、さらには、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、これまでの診療報酬改定では、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、地方の病院における医師確保や救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このようなことから、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

地域の医療を確保するため、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とするよう要望します。

2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

本県唯一の医育機関であり、かつ私立大学である岩手医科大学に創設した「地域枠」（県出身者の入試選抜枠）については、国公立大学並みの学費負担で修学できる奨学金を設定するなど、多額の財政負担が生じています。地域で設定する奨学金制度については、地域医療介護総合確保基金での対応も想定されますが、地域の実情に柔軟に対応できるよう財政支援を更に拡充することを要望します。

3 特定診療科の医師不足の解消

地域別、診療科別の医師偏在を解消するため、各都道府県・医療圏ごとに必要な病院勤務医師数を算出するガイドラインを策定し、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させるよう要望します。

【現状と課題】

1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

- 岩手医大医学部の定員は80名から平成25年度現在130名へと拡充され、増員50名のうち15名は29年度まで、20名は31年度までの措置。
- 岩手医科大学は本県において唯一の医育機関であり医師の派遣元でもある。県立病院など地域医療を支える多くの医療機関は岩手医科大学からの医師派遣に依存している状況。
- 医学部の定員の減少により県内医療機関での医師確保が一層困難。地域に必要な医師を確保する観点から、定員増を恒久的な措置とし、継続的な医師養成を図ることが必要。

2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

- 平成27年度の本県医師奨学金制度に要する費用は1,250百万円、うち212百万円が地域医療再生基金であり、費用額のピークは平成29年度で1,318百万円と見込まれるところ。
- 地域医療再生基金事業は27年度まで継続されるとしても平成28年度以降は一般財源から多額の財政負担が発生。また、地域医療介護総合確保基金での対応も想定されるが、当該基金を財源とする他の事業がある中で、多額の事業費を確保することが必要。

3 特定診療科の医師不足の解消

- 平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）によると、本県における15歳未満人口10万対小児科従事医師数は125.9人で全国最下位、15～49歳女子人口10万対産婦人科・産科従事医師数は43.1人で全国28位。
- 県では、地域医療介護総合確保基金を活用し、産科・小児科・病院勤務医の負担軽減のための医療機関への運営費を補助。
- これまでの診療報酬改定において報酬点数は充実されたものの、産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策の一層の充実が必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

12 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等

病院勤務医の減少など、地域における医師不足は一層深刻化し、「地域医療崩壊」の危機的な状況にあって、これまでの診療報酬改定では、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このようなことから、地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

消費税増収分を財源とした医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための地域医療介護総合確保基金について、地域の実情に応じ必要な事業が確実に実施できるよう、予算を安定的に確保し、継続的に取組を進めていくことができる恒久的な制度とするよう要望します。

2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

(1) 公立病院の運営に配慮した地方財政措置の拡充

地域に必要な医療を継続して確保するため、公立病院の運営に配慮し、地方財政措置をさらに拡充するよう要望します。

(2) 公立病院等の運営に配慮した診療報酬の改定

これまでの診療報酬改定において、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、公立病院等の運営に配慮した救急医療、へき地医療等の部門における評価をさらに充実するよう要望します。

3 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

岩手医科大学は、いわゆる「1県1医大」構想の下、岩手県唯一の医育機関、医学研究機関としての役割のほか、本県の地域医療を支える中核的医療機関、医師の養成・派遣機関等として重要な機能を担っているところですが、私立大学であっても他の国公立大学と同様に、当該地域の医療の確保等に関し、重要かつ欠くことのできない機能を果たしている大学医学部に対する財政支援を充実するよう要望します。

4 医療施設の耐震化促進に対する支援

医療施設の耐震整備に対する支援については、医療施設耐震整備事業による補助のほか、医療施設耐震化臨時特例交付金の創設により拡充されたところですが、事業によって補助の対象や期間が定められ、対象とならない医療施設もあることから、耐震化をさらに推進していくため、恒久的かつ充実した制度を構築するよう要望します。

5 医療提供体制推進事業費補助金の予算確保

医療提供体制推進事業費補助金は医療提供体制の確立に不可欠ですが、平成23年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、十分な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

- 地域の実情に応じた医療及び介護の総合的な確保に向けた取組を着実に推進するため、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための地域医療介護総合確保基金による安定した財源が必要。
- 地域医療構想策定後は、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設設備整備事業の要望が増えると考えられるため、国の予算規模の維持・拡充が必要。

平成26年度基金造成額 10.2億円 【参考】要望額10.2億円

平成27年度基金所要額 26.1億円（医療分15.5億円、介護分10.6億円）

※平成27年4月20日時点の事業量報告ベース

2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

- 公立病院等は、採算面から、民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていることを考慮し、公立病院事業に係る所要額を確実に地方交付税において措置し、引き続き、公立病院の運営に配慮した地方財政措置の拡充が必要。
- 救急医療やへき地医療、高度・先進的な医療など、公立病院等が果たす役割についても、診療報酬における更なる評価の充実が必要。

3 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

- 岩手医科大学のように、県内唯一の医科大学である場合は、私学であっても他の国立大学と同様に、地域医療の確保に重要かつ欠くことのできない機能を果たしていることから、県としても研究費助成や奨学金制度など様々な財政支援に取り組んでいるところであり、国においても財政支援の充実が必要。

4 医療施設の耐震化促進に対する支援

- 耐震化促進法の改正に伴い、5,000㎡以上の病院は耐震診断の実施が義務化されるなど、医療施設の耐震化を促進することが必要であるが、臨時特例交付金による耐震整備は、災害拠点病院等を対象としており、平成29年度までの臨時的な措置。
- 国庫補助事業については、臨時特例交付金事業に比較して補助額が著しく低く抑えられるとともに、公立病院は対象となっていないこと、地域医療を担っている民間病院もIs値により補助対象とならない場合が多いことなどから補助制度の活用に結びつかない状況。
- 医療施設の耐震化を促進するため、恒久的な充実した制度の構築が必要。

5 医療提供体制推進事業費補助金の予算確保等

- 平成26年度、本県では、10の県事業を統合補助金により実施したが、補助金交付決定額は事業計画額の62.5%に留まったため、各事業の実施内容の再検討を余儀なくされ、関係者との調整等に大変苦慮。
- 平成26年度からは多数の事業が地域医療介護総合確保基金の対象事業に移行したものの、平成27年度は救急医療対策・周産期医療対策等、地域の医療提供体制の確立に不可欠な9事業メニューを同補助金で実施することとしていることから、国において十分な予算確保が必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

13 介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等

県民が介護に不安を持たず、安心して老後を送るためには、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と適切なサービスの供給を図ることが重要であることから、保険者である市町村、利用者及び事業者が介護保険制度に適切に対応できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 介護サービス基盤の整備の推進

地域医療介護総合確保基金が創設され介護施設等整備の財源とされたところですが、市町村が介護保険事業計画に基づき各種介護サービス基盤を整備し、介護を要する高齢者に必要なサービスが提供される体制が構築されるよう、平成28年度以降においても、基盤整備を安定的に進めるための十分な財源を確保するよう要望します。

2 安定的な介護サービスの提供のための介護報酬設定

平成27年度介護報酬改定がマイナス改定となったことにより、特別養護老人ホームなど介護施設の減収が介護サービス提供に影響することが危惧されていることから、介護報酬改定の影響を調査のうえ、今後の改定において、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬を設定するよう要望します。

3 介護保険制度改正後の課題把握及び低所得高齢者等の住まいの確保

今般の介護保険制度改正では、特別養護老人ホーム新規入所の要件見直しなど利用者に直接影響を及ぼす改正が行われましたが、制度改正後も介護を要する高齢者が必要なサービスを必要な時に利用できるよう運用上の課題把握と必要に応じた見直しを行うとともに、低所得高齢者や身寄りのない高齢者などが安心して住むことのできる住まいの確保対策を講じるよう要望します。

4 介護サービス利用促進と低所得者対策の充実

誰もが必要な介護サービスを適切に利用することができるよう、保険料や利用者負担の軽減など、低所得者対策を一層拡充するよう要望します。

特に認知症高齢者グループホームに入所中の利用者については、特定入所者介護サービス費や社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象となっていないことから、利用者負担の軽減策を講じるよう要望します。

5 介護人材の確保及び育成

高齢者の増加に伴い、介護サービス拠点等の整備と合わせて、介護人材の確保及び育成が重要な課題であることから、介護人材確保対策を一層拡充するよう要望します。

- (1) 介護労働を取り巻く状況（低賃金、重労働、高い離職率等）に鑑み、介護従事者に対する処遇改善を図るため、適切な水準の介護報酬を設定するよう要望します。
- (2) 介護分野への人材の誘導に効果のある「働きながら資格を取得する」事業の創設など人材の確保及び育成策を講じるよう要望します。
- (3) 地域の実情に応じた介護人材確保・育成対策を実施するため、地方公共団体の取組に必要な財源を地域医療介護総合確保基金により十分に確保するよう要望します。

6 地方公共団体や被保険者の負担軽減

高齢化の進展に伴う介護サービス受給者の増加や介護基盤整備の促進等に伴い、介護給付費全体が増大し、地方公共団体の介護保険財政を圧迫することが懸念されるため、公費負担割合の見直しの検討を行うとともに、被保険者の負担が過大にならないよう保険料の上昇抑制のための支援策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 介護サービス基盤の整備の推進

- 地域医療介護総合確保基金の介護分が平成 27 年度から措置されたところであるが、今後においても基盤整備を安定的に進めるための十分な財源を確保することが必要。

2 安定的な介護サービスの提供のための介護報酬設定

- 平成 27 年度介護報酬改定では全体でマイナス 2.27%の減額となり、(一社)全国老人福祉施設協議会では 1 施設当たり全国平均で 1,500 万円程度の減収となると試算するなど、介護サービス提供に影響することを懸念。

3 介護保険制度改正後の課題把握及び低所得高齢者等の住まいの確保

- 特別養護老人ホームへの新規入所が要介護3以上に限定されるなど、利用者に直接影響を及ぼす制度改正が行われたが、運用が始まったばかりであり、課題となった個々の事例への対応が今後出てくることが想定される。介護を要する高齢者が必要とするサービスを必要な時に受けられるよう、制度改正後の課題把握と見直しが必要。
- 低所得高齢者や身寄りのない高齢者等が安心して住むことができる住まいの確保が必要。

4 介護サービス利用促進と低所得者対策の充実

- 平成27年度の介護保険制度改正により、介護保険財政とは別枠で更なる介護保険料軽減が図られたが、対象が一部にとどまっていることから、十分な軽減策を図ることが必要。
また、介護サービス利用料に対する低所得対策は、
 - ・ 高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費（住居費、食費の軽減）
 - ・ 社会福祉法人等による軽減措置（補助制度あり）
 - ・ 離島等地域における特別地域加算に係る軽減措置（補助制度あり）であるが、認知症グループホームについては、特定入所者介護サービス費や社会福祉法人減免の対象外となっており、特別養護老人ホームの利用者との間に差が発生。

5 介護人材の確保及び育成

- 平成23年度までの介護職員改善交付金相当分を介護報酬に移行するため、平成24年度の介護報酬改定で介護職員処遇改善加算が創設され、平成27年度介護報酬改定で拡充が図られたが、対象が介護職員に限定（介護施設で従事する看護職等は対象外）。
- 国の緊急雇用対策に対応し、平成22年度から「働きながら資格を取る」介護雇用プログラムを実施していたが平成24年度に終了（県では、平成25年度から独自の確保事業を実施）。
- 地域医療介護総合確保基金の介護分が平成27年度から措置されたところであるが、介護人材確保・育成施策を安定的に進めるための十分な財源を確保することが必要。

6 地方公共団体や被保険者の負担軽減

- 過去においては、平成21年度の介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇を半分程度に抑制する措置として、介護従事者処遇改善臨時特例交付金制度を創設。また、平成24年度の第5期の介護保険料改定においても、当該年度限り介護保険財政安定化基金の取崩しを容認。
- 平成27年度介護保険改定は全体でマイナス改定となったが、高齢化の進展に伴う介護サービス受給者の増加や介護基盤整備の促進等に伴い、介護給付費全体が増大し、地方公共団体の介護保険財政を圧迫することが懸念されるため、保険料上昇抑制、保険者における給付費負担の増大への対応が必要。

【県担当部局】保健福祉部 長寿社会課

14 自殺対策の充実

自殺対策については、平成27年3月に岩手県自殺対策アクションプランを改定し、県・市町村や関係団体が連携して、人材の養成やハイリスク者支援等、地域の実情に沿った取組を推進しているところですが、引き続き総合的な取組が必要であり、また、東日本大震災津波による自殺者の増加が懸念されることから、自殺対策を一層推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 自殺対策に係る恒久的かつ十分な財政措置

自殺対策は、継続的、総合的な取組が重要であることから、地域自殺対策強化交付金等による恒久的かつ十分な財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 岩手県の自殺者数は減少傾向にあるが、自殺死亡率は常に全国上位にあり、平成25年は、340人（人口10万人対自殺死亡率26.4）で厚生労働省人口動態統計によると、全国2位。

順位	平成25年(確定数)				平成24年(確定数)		
	県	自殺者数	前年比(率)	自殺死亡率	県	自殺者数	自殺死亡率
—	全国	26,063人	△370人 (△1.4%)	20.7	全国	26,433人	21.0
1位	秋田県	277人	△16人(△5.5%)	26.5	秋田県	293人	27.6
2位	岩手県	340人	11人(3.3%)	26.4	新潟県	617人	26.4
3位	新潟県	605人	△12人(△1.9%)	26.1	高知県	194人	25.9
4位	島根県	177人	△17人(10.6%)	25.4	岩手県	329人	25.3
5位	群馬県	492人	25.2人(7.2%)	25.2	山形県	290人	25.3

- 引き続き、県、市町村及び民間団体が連携して総合的に取り組むための恒久的かつ十分な財源確保が必要。

【県担当部局】 保健福祉部 障がい保健福祉課

15 診療報酬の改定等

平成 26 年 4 月に行われた診療報酬改定では、公表されている全体改定率は前回に続きプラスとなったものの、消費増税分を除けば実質マイナス改定となり、医療機関にとっては大変厳しい改定率と言えます。

厳しい経営環境にありながらも、公立病院が住民ニーズに対応した適切な医療を提供している実情を十分考慮し、診療報酬の改定や医療に係る消費税制の取扱いの抜本的な見直しについて適切な措置を講じるよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 診療機能分担への評価

公立病院等においては、診療機能の分担により地域医療連携（病病・病診連携）を図りながら医療機能体制を提供していますが、同一開設者の病院間で転院した場合は入院日が通算されるなど、診療報酬において地域の実情を踏まえた適切な評価がなされていないところです。

広大な県土を有し、医療資源に乏しい地域を抱える本県では、地域医療を確保するため、県が開設者となって 26 の県立病院等及びリハビリテーションセンターなどを運営しているところであり、こうした地域の実情を十分考慮した評価がなされるよう要望します。

2 医療に係る消費税制度の抜本的見直し

平成 26 年 4 月の消費税率の引き上げに関しては、診療報酬体系の中で考慮されていますが、実際に支払う消費税額に応じたものではないため、控除対象外消費税（損税）の負担が生じています。

今後予定される消費税 10%への引き上げにより、このままでは控除対象外消費税（損税）の負担がさらに生じて、公立病院等の経営環境は一層厳しさを増すものと懸念されることから、医療に係る消費税制の取扱いについて、抜本的な見直しを行うよう要望します。

【現状と課題】

1 診療機能分担への評価

- 広大な県土を有する本県では、県が開設者となって26 県立病院等（20 病院及び6 地域診療センター）及びリハビリテーションセンターなどを設置し、各二次保健医療圏における基幹病院としての役割や、交通事情や医療資源に恵まれない地域における、地域の初期医療等の役割を担っているもの。
- これらの県立病院等においては、各医療圏域内で診療機能を分担し、地域医療連携（病病・病診連携）を図りながら、地域住民への適切な医療提供体制を構築。
- 現行の診療報酬の算定において、開設者が同一の病院間で転院した場合に入院日が通算される取扱いを、病院毎の入院日を起算日として取扱うことや、地域医療支援病院の承認要件である紹介率・逆紹介率に同一開設者による病院間での紹介等も含めて算定できるようにするなど、地域の実情を十分に踏まえた評価が必要。

2 医療に係る消費税制度の抜本的見直し

- 平成26年4月の消費税率8%への引き上げに関しては、診療報酬改定の中で考慮されて全体改定率はプラス改定となっているところであるが、消費税増税分を除けば実質マイナス改定となり、公立病院等の経営環境は依然として厳しい状況。
- 医療機器や薬品、診療材料などの仕入れに係る消費税額は医療機関が税の最終負担者であり、これまでも控除対象外消費税（損税）が生じており、経営上の大きな負担。
- 今後、消費税率が10%に引き上げられることが予定されており、このまま損税負担が増すことになると公立病院等の経営環境は一層厳しくなることが想定されることから、医療に係る消費税制の取扱いについて抜本的な見直しが必要。

【県担当部局】 医療局 医事企画課、経営管理課

16 病院事業に係る地方財政措置の拡充

《 要 望 事 項 》

1 公立病院運営に対する財政措置の拡充

診療報酬の増額によってもなお不足する公立病院運営に対する地方財政措置を拡充するよう要望します。

2 医師の勤務環境改善等に対する財政措置の拡充

医師の確保・定着に向けた勤務環境の改善や住民が安心できる医療提供体制を充実するための施設等の整備を重点的に進めるとともに、医療のIT化の要請に応え、電子カルテ化や地域連携パスへの対応等を進める必要があることから、こうした経費について適切な財政措置を講じるよう要望します。

3 医師確保困難地域に対する財政措置の拡充

医師確保対策については、平成21年度から医師の勤務環境改善のため地方財政措置が拡充されたところですが、本県が実施している県北沿岸など医師確保困難地域の勤務医師への手当加算制度などの必要な処遇改善に対して、適切な財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 公立病院運営に対する財政措置の拡充

- 病院事業については、収入をもって充てることが適当でない経費や能率的な経営を行ってもなお収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、一般会計が負担するものとされているところ。
- 一般会計からの繰出金は、所要額が毎年度地方財政計画に計上され、その一部について普通交付税及び特別交付税により財政措置が講じられてはいるが十分とは言えない状況。

2 医師の勤務環境改善等に対する財政措置の拡充

- 電子カルテ等医療のIT化に要する経費は診療報酬で手当されておらず、導入経費、ランニングコスト、さらに更新費用についても医療機関の持ち出しとなっている状況。

- 公立病院においては建設改良費に係る企業債元利償還金の1/2が手当されているが、1病院あたり数億円を要する導入経費の1/2負担が生じることから、導入の妨げとなっている状況。

3 医師確保困難地域に対する財政措置の拡充

- 医師確保対策については、平成21年度から段階的に地方財政措置が拡充されているが、医師の絶対数が不足しており、かつ広大な面積を有する本県において、医師確保対策として実施している手当加算制度をはじめ、必要な処遇対策に対する経費については財政措置が講じられていない状況。

【県担当部局】医療局 経営管理課

17 在宅医療の推進

超高齢社会を迎える中で、高齢者の住み慣れた場所での安心した生活を支えるためには、在宅や介護施設において医療と介護の各サービスが連携する仕組みを構築する必要があります。

こうした中で、医療介護総合確保促進法により改正された介護保険法において、平成30年度までに全市町村で在宅医療・介護連携推進事業を実施することとなっていますが、必要な財政支援等の拡充について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 在宅医療・介護の連携体制構築に対する総合的な支援

在宅医療・介護連携推進事業の実施にあたっては、市町村による在宅医療への関与を求められていますが、地域医療に関する政策企画の経験に乏しい多くの市町村においては、受け皿となりうる部署や人材がなく、具体的な取組は進んでいない状況にあることから、市町村が取り組むべき事項に応じた人材の確保養成並びに必要な安定財源の確保など、市町村における在宅医療・介護連携の実現について国の積極的な関与と支援が行われるよう要望します。

2 医師不足の地域における在宅医療推進への総合的な支援

在宅医療を推進していく上で重要な役割を担う医師や看護師等に対して、医師不足の地域における訪問診療等の実態を適切に踏まえた診療報酬等による評価を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 在宅医療介護の連携体制構築に対する総合的な支援

- 在宅医療・介護連携推進事業は、市町村が実施することとされており、その財源は、介護保険の地域支援事業によるところ。
- 一方、市町村は、地域医療に関する政策企画等の経験が乏しく、受け皿となりうる部署や人材がなく、具体的な取組みが進んでいないところ。
- 保険者としての市町村の立場としては、介護保険料の高騰が懸念されることから、保険財政において新たな後年度負担を伴う在宅医療・介護連携推進事業の追加実施自体に消極的。
- 在宅医療・介護連携推進事業に市町村が取り組むためには、取り組むべき事項に応じた人材の確保養成や、保険料負担に直接影響しない、将来にわたる安定的な財源の確保を優先する必要がある、これら市町村における在宅医療・介護連携の実現について国の積極的な関与と支援が必要。

2 医師不足の地域における在宅医療推進への総合的な支援

- 在宅医療を推進していく上で、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの役割は重要であるが、24時間365日体制は在宅医療を担う医師や訪問看護師の人員不足の中で負担も大きく、支援体制も十分とは言えないことから、医師や訪問看護師を確保するため、これら専門職への診療報酬等による評価を行うことが必要。
- 本県では、在宅療養支援診療所等在宅医療の拠点自体が少なく、新規参入の促進が課題。
- 平成26年4月からの新しい診療報酬において、同一建物同一日における複数の患者に対する訪問診療料の報酬が大幅に引き下げられ、中医協の特別調査においても報酬改定による直接の影響はないとして、報酬の再改定は見送られたところ。
しかし、本県では一部地域を除き医師数は全国平均を下回っており、1人の医師にかかる負担は重く、同一建物同一日の複数患者に対する複数医師による訪問診療や、日を分けての訪問診療等を行うことは困難。表層的には影響は軽微であっても、今後の在宅医療のすそ野の拡大には大きな障害となっており、当該実態を踏まえた訪問診療の報酬算定が必要。

【県担当部局】保健福祉部 長寿社会課

18 地域包括ケアシステムの構築支援

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村において地域包括ケアシステムの構築を進めているところですが、これらの取組を支援するため、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 地域包括支援センターの機能の充実・強化への支援

地域包括支援センターにおいては、介護予防支援事業に係る業務に加え、今般の介護保険制度の改正により「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」や「地域ケア会議の充実」への対応が必要となることから、業務の増加に対応した人員体制の強化が急がれています。

地域包括支援センターの運営（事業費、人件費）は地域支援事業交付金を財源としていることから、地域包括支援センターの人材確保等安定的な運営のため、保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の負担が増加しない新たな財政措置を講じるよう要望します。

2 地域支援事業の多様な担い手の育成支援

市町村は、介護保険制度の改正により、包括的支援事業に位置付けられた在宅医療・介護連携や認知症施策に関する事業の企画と立ち上げ、地域内での支え合いにより高齢者の在宅生活を支える生活支援サービスの体制整備等が求められています。

しかし、過疎地等ではこれらの担い手となる社会資源が圧倒的に不足しており、サービス提供体制の構築に苦慮しているほか、こうした事業・体制整備を企画し、立ち上げる市町村職員のマンパワーも不足しています。

については、住民組織やNPO、ボランティア団体の立上げ及び運営支援など地域支援事業の多様な担い手の確保・育成やこれを支える市町村職員のマンパワー不足に対応した支援策を講じるよう要望します。

3 地域包括支援センター職員等研修事業への財政措置

事業仕分けにより平成 22 年度から地方移管された「地域包括支援センター職員等研修事業」については、現在県単独事業として実施していますが、全国共通の基本的な部分に係る研修については、安定した財源の確保が不可欠です。

また、今般の介護保険制度の改正により地域包括ケアシステム構築においても中核的な役割を担う地域包括支援センターは、今後一層の人的・質的向上を図る必要があることから、職員の資質向上による円滑な運営体制の確保に向けた所要の財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 地域包括支援センターの機能の充実・強化への支援

- 「平成 25 年度地域包括支援センター運営状況調査」（厚生労働省老健局）によると、県内の地域包括支援センターが抱える課題については、「業務量が過大である」（78.4%）、「業務量に対する職員数の不足」（64.7%）。また、「業務量が過大である場合の業務」としては「指定介護予防支援事業に関わる業務」（56.7%）。そのため、業務量に見合った職員の確保・配置が必要。
- 介護保険制度改正により「新しい介護予防事業」への対応や、包括的支援事業に新たに在宅医療・介護連携、認知症施策等が位置付けられたことにより業務量が大幅に増加することが見込まれ、現行人員体制での業務は極めて困難。
- 運営経費は地域支援事業交付金が活用されているが、地域支援事業交付金は保険料に影響し、保険者（市町村）や 1 号被保険者の負担も増加する遠因となっており、これとは別の安定的な財政措置が必要。

2 地域支援事業の多様な担い手の育成支援

- 要支援者向け予防給付（通所介護及び訪問介護）の地域支援事業への移行や、インフォーマルな生活支援サービスの拡充については、その実施にあたって受皿となる社会資源（住民組織、NPO、ボランティア組織等）が必要になるが、過疎地においては受皿となる社会資源が圧倒的に不足しており、都市部との間に著しいサービス格差が生じる恐れがあることから、社会資源の確保が必要。
- 市町村においては、こうした事業体制を企画・調整し立ち上げる部分においてマンパワー不足が懸念され、職員の適正配置も大きな課題。
- こうした課題解消に向けた動きを支援する新たな財政措置が必要。

3 地域包括ケアセンター職員等研修事業への財政措置

- 地域包括支援センター職員等研修は、地域包括ケアの中核拠点である地域包括支援センターの業務水準の維持・向上を図っていく上で必要な事業であり、全国共通の基本的な部分に係る研修については国による恒常的な財政措置が必要。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、職員の確保やより一層の資質向上といった、新たに求められる役割に応じた体制の確保が急務であり、当該目的達成に向けての新たな財政措置が必要。

【県担当部局】保健福祉部 長寿社会課

19 産業競争力強化のための支援制度の拡充

ものづくり産業を中核として地域経済の発展を図るため、進展するグローバル化への対応やイノベーションの創出の促進など、産業競争力の強化が重要となっており、国際規格への対応や品質優位性の確保、試作・評価の大幅な効率化などに対応した産業支援拠点の機能強化を進めていく必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 産業競争力強化のための支援制度の拡充

電子機器の国際規格への対応や、ものづくり技術の革新を進めていくためには、大型電波暗室や、三次元積層造形装置などの整備が不可欠であることから、「地域新成長産業創出促進事業費補助金」について、補助率の引き上げとともに、重点的な予算措置を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 技術の進歩や電子機器の発達・多様化に伴い、本県の中核産業である自動車・半導体・医療機器分野や、今後創出が見込まれる加速器関連分野においても、製品開発にあたって国際規格への対応や品質優位性の確保、試作・評価の大幅な効率化などが必要。
- このため、工業技術センター等における大型電波暗室や三次元積層造形装置等の整備など、製品の国際規格の適合性や品質の優位性の確保、試作・評価の効率化などへの支援機能の強化が多くの企業から求められているところ。
- 現状の「地域新成長産業創出促進事業費補助金」では、以下の点から整備が困難な状況。

《 H27 予算額 8 億円、補助率 1/2 》

- ・ 予算額が限られているため、1 件あたりの支援額に限界があること。
- ・ 補助率の関係から大型設備の導入の場合、負担が大きいこと。

【県担当部局】 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興課

20 農林業における「担い手育成」と「産地づくり」

農林業の体質強化を図るため、「担い手の育成」と「産地づくり」に関する施策の充実を図るよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農業の競争力強化

- (1) 新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進にあたっては、立地条件や農業形態などの地域の実情に十分に配慮し、農業の持続的な発展に向けた各種施策を着実に展開するよう要望します。
- (2) 農業経営の安定を図る「経営所得安定対策等」について、十分かつ安定的な財源を確保するよう要望します。特に、「水田活用の直接支払交付金」については、交付水準を維持するとともに、恒久的な制度とするよう要望します。
- (3) 農地中間管理事業について、「機構集積協力金」や「農地耕作条件改善事業」等の予算を十分に措置するよう要望します。
- (4) 日豪EPA発効による豪州産牛肉の関税引下げなどに伴う国内の畜産経営への影響を緩和するため、畜産物価格関連対策に係る財源確保のほか、肉用牛肥育経営安定特別対策の法制化を含め、農家負担の軽減や補てん割合の引上げなどの対策を強化するよう要望します。

また、酪農経営においては、副産物（初生牛及び廃用牛）の販売収入の低下による経営悪化が懸念されるため、初生牛に係る価格安定制度の創設や、生乳生産量の増大が期待できる優良な後継牛（初妊牛、性判別受精卵・精液及び優良受精卵）の導入支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定

- 平成27年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定。今後、新たな計画に基づき着実な農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を着実に推進することが求められるとともに、地域の実情を十分配慮した担い手の育成と産地づくりに関する施策の着実な展開が必要。

2 経営所得安定対策等

- 意欲ある農業者が展望を持って営農に従事するためには、将来にわたって経営の安定を図っていくことが重要であることから、経営所得安定対策等の十分かつ安定的な財源の確保が必要。
また、需給の安定に向けて、飼料用米の本作化を図るためには、農業者が安心して取り組めるよう交付金の交付水準を維持し、恒久的な支援策とすることが必要。

3 農地中間管理事業

- 農地中間管理事業における機構集積協力金は、農地の集積・集約化に向けた地域の話し合いを進める上で重要。
- 中山間地域の多い本県では、農地耕作条件改善事業などの簡易な条件整備に対する要望が多いことから、担い手への農地集積目標を達成するためには、所要額の確実な予算措置が必要。

4 畜産経営対策

(1) 現在の畜産経営対策

- 国では、肥育経営安定対策として、「肉用牛肥育経営安定特別対策事業」などにより、枝肉価格の下落時や資材高騰時の経営安定対策を実施。
- 肉用子牛については、「肉用子牛生産者補給金制度」に加えて、「肉用牛繁殖経営支援事業」により子牛価格下落時の対策を実施。
- 酪農経営における後継牛導入については、一定の条件を満たす高能力牛の導入等の限定的な措置となっており、事業の継続も不明。
- 平成26年度補正予算において、性判別受精卵・精液や優良受精卵の導入を支援する「畜産・酪農生産力強化緊急対策事業」が措置されたが、事業の継続は不明。

(2) 日豪EPA発効に伴う畜産経営への影響緩和対策

- 「肉用牛肥育経営安定特別対策事業」は、牛肉関税を財源とし、肥育経営の粗収益が生産コストを下回った場合に、その差額が補填される制度であるが、関税財源の減少に伴い制度自体の不安定化が懸念されるため、十分な予算が確保できるよう法制化等の措置をする必要。
- 酪農経営から出荷される初生牛や廃用牛は豪州産冷凍牛肉等と競合し、価格下落による経営の悪化が懸念されることから、初生牛の価格安定制度の創設や、生乳生産性の向上が期待できる優良後継牛の確保対策として、初妊牛、性判別受精卵・精液及び優良受精卵の導入支援策の継続が必要。

【県担当部局】農林水産部 農業振興課、農産園芸課、畜産課

《 要 望 事 項 》

2 日本型直接支払制度の予算措置と地方財政措置の充実

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動等に取り組む「日本型直接支払制度」について、十分な予算を措置するよう要望します。

また、多面的機能の発揮による効果は、国民全体が享受することから、県や市町村の負担軽減のための地方財政措置の充実を要望します。

【現状と課題】

1 日本型直接支払制度の取組面積

- 本県では、日本型直接支払制度の取組拡大を図っているところであるが、多面的機能支払に係る平成 27 年度の国の当初配分額は、県予算の 67%にとどまっている状況。
- 地方創生を進める中で重要な制度であり、平成 28 年度においても以下の面積を目標として取組の拡大を目指していることから、平成 28 年度の確実な予算措置が必要。

《日本型直接支払制度の取組面積》 (単位：ha)

区 分	H26	H28 (目標)	伸び率
多面的機能支払	63,827	97,000	152%
中山間地域等直接支払	22,927	25,000	109%
環境保全型農業直接支払	2,428	4,000	165%

《日本型直接支払制度における国の平成 27 年度予算配分状況 (国費ベース)》

区 分	取組面積 (ha)	県予算 (百万円)	配分額 (百万円)	充足率 (%)	備考
多面的機能支払	96,939	2,847	1,920	67	当初配分
中山間地域等直接支払	24,091	1,788	—	—	5月時点未定
環境保全型農業直接支払	3,500	93	—	—	5月時点未定

2 日本型直接支払制度における財政負担の軽減

- 国は「国・地方・農業者等に利益が及ぶ」という考え方のもと、国と地方がそれぞれ負担する制度設計としているが、農業・農村の有する多面的機能の発揮による効果は国民全体が享受するもの。
- 現在、一定の地方財政措置がなされているが、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行に伴って、日本型直接支払の取組を拡大していく際、県や市町村の財政負担が課題となることから地方財政措置の充実が望まれるところ。

《日本型直接支払制度の地方財政措置（平成26年度）》

1 多面的機能直接支払

注：（％）は支払総額に対する割合

国(50%)	県(25%)		
	普通交付税措置 6割 (15%)	特別交付税措置 残余の4割 (4%)	実負担予定額 (6%)
	市町村(25%)		
	普通交付税措置 6割 (15%)	特別交付税措置 残余の6割 (6%)	実負担予定額 (4%)

2 中山間地域等直接支払

国(50%又は1/3)	県(25%又は1/3)		
	普通交付税措置 1/3 (8.6%)	特別交付税措置 残余の5割 (8.6%)	実負担予定額(8.6%)
	市町村(25%又は1/3)		
	普通交付税措置 1/3(8.6%)	特別交付税措置 残余の7割 (12.1%)	実負担予定額 (5.1%)

3 環境保全型農業直接支払

国(50%)	県(25%)		
	普通交付税措置 5割 (12.5%)	特別交付税措置 残余の5割(6.25%)	実負担予定額(6.25%)
	市町村(25%)		
	普通交付税措置 5割 (12.5%)	特別交付税措置 残余の7割 (8.75%)	実負担予定額 (3.75%)

【県担当部局】農林水産部農業振興課、農業普及技術課、農村建設課

《 要 望 事 項 》

3 担い手に対する支援施策の充実・強化

「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」に位置付けられた地域の中心となる経営体の育成を図るため、機械・施設等の整備を支援する「経営体育成支援事業」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

また、経営が不安定な就農初期における投資負担を軽減するため、新規就農者を対象とする場合の補助率を、現行の3/10から1/2へ引き上げるよう要望します。

【現状と課題】

- 経営体育成支援事業については、担い手の規模拡大や経営の多角化等に有効であるが、本県における平成23年度から平成27年度までの要望額合計に対する充足率は49.9%と、要望に応えきれていない状況。

《 予算配分状況（事務費除き） 》

（単位：千円）

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	計
要望額	420,117	292,534	211,428	202,150	101,086 ^(※)	1,227,315
配分額	122,805	145,305	125,990 〔うちH24補正 繰越 52,331〕	119,565 〔うちH26補正 43,226〕	98,690 〔うちH26補正 繰越 60,628〕	612,355
充足率	29.2%	49.7%	59.6%	59.1%	97.6%	49.9%

※ H27年度の実際の要望額は144,312千円であるが、そのうち43,226千円については、H26年度の補正により前倒しで実施。

- 新規就農者が、青年等就農計画の目標を達成するためには、経営開始時のみならず経営開始後も追加的な投資が必要となるケースが多い。経営が不安定な就農初期段階に規模拡大のため多額の投資を行うのは、青年等就農資金の融資のみでは償還開始とともに経営が不安定になるところ。

【県担当部局】 農林水産部 農業振興課、農業普及技術課

《 要 望 事 項 》

4 産地づくりに必要な施設等の整備に対する支援

- (1) 「強い農業づくり交付金」について、必要な予算を十分に措置するとともに、農業の生産性を高め、農産物の品質向上を図る上で重要な種子生産用の施設・機械の整備を行う事業種目を創設するよう要望します。
- (2) 「強い農業づくり交付金」について、農作物の品質や単収などが高い水準にある産地においても、産地のさらなる発展に向けて制度を活用できるよう、成果目標基準を見直すとともに、東日本大震災からの復興需要等による工事費の高騰を踏まえ、上限事業費を見直すよう要望します。

【現状と課題】

1 強い農業づくり交付金の予算確保及び事業種目の創設

- 強い農業づくり交付金による施設整備は、産地の基盤強化に結びついており、「強い農業」づくりに大きく貢献しているものの、平成 27 年度において、本県が要望した 5 事業のうち、採択となったのは 1 事業のみであり、国の十分な予算措置が必要。
- 本県の主要農作物種子関連施設の 2/3 は、整備後 15 年以上経過し、施設の老朽化により、種子の安定供給に支障を来す恐れ。
農業生産の根幹をなす主要農作物の種子生産の施設・機械の整備にあたっては、強い農業づくり交付金を活用する場合、主要農作物の種子生産では、成果目標達成のためのポイントの獲得が困難であることから、優先的に補助事業による支援を受けられるよう事業種目の創設が必要。
- 強い農業づくり交付金では、これまでの取組により、農作物の品質や単収が高い水準にある先導的な産地は、成果目標達成のためのポイントの獲得が困難であることから、産地をさらに発展させるための取組に対しても配慮する必要。
- 東日本大震災津波により被災した本県では、工事費が高騰しており、地域の実情に応じて、上限事業費を超えた予算措置が必要。

《施設の整備状況》

整備場所	作物・種子量	整備年度※
岩手町	水稲・183,300kg	平成10年度
紫波町志和	水稲・263,240kg	平成25年度（建屋は平成7年築）東日本大震災農業生産対策交付金
紫波町赤石	水稲・169,260kg	平成24年度（建屋は平成2年築）東日本大震災農業生産対策交付金
花巻市	水稲・302,400kg 小麦・169,830kg	平成26年度 強い農業づくり交付金
北上市	水稲・330,960kg 大豆・62,040kg	平成8年度
奥州市水沢区	水稲・402,360kg	平成5、16年度に乾燥機を更新（建屋は昭和60年築）
奥州市江刺区	水稲・407,560kg	平成14年度
軽米町	小麦・74,910kg 大豆・28,980kg	昭和63年度
農業研究センター	水稲・22,000kg （原種）	平成8年度

注）※建屋と乾燥調製機械類の整備が同時に行われていないものについては（ ）に建屋の整備年度を記載。種子量は、水稲、大豆・小麦とも平成26年産。

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課

《要 望 事 項》

5 米需給調整の着実な推進

- (1) 全国的な米の需給緩和により米価が下落していることから、在庫量を勘案しつつ、需給が安定する生産数量目標とするよう要望します。
- (2) 今後の米の生産数量目標の配分にあたっては、目標を達成した都道府県に配慮するとともに、引き続き東日本大震災津波の被災県が不利とされない算定方法とするよう要望します。
- (3) 米政策の見直しにあたっては、需給調整の仕組みに国の関与を残し、需要に応じた生産に向け生産者や集荷業者等が行う取組内容や工程等の具体的な内容を早期に提示するよう要望します。
- (4) ミニマムアクセス米について、主食用米の国内需給に影響を及ぼさないよう、加工用や飼料用等への仕向け量を増大させるなどの対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 主食用米の需給見通しに基づく生産数量目標設定

- 国では、主食用米等の需給見通しに基づき生産数量目標を設定しているが、適正な在庫量を明確にしていない。平成27年産の生産数量目標の設定においては、過去の平均水準（199万トン）に近づくこととなるとして、自主的取組参考値を示すなど、現場での混乱を招いているところ。

《H26.7月からH27.6月の主食用米等の需給見通し（農水省公表）》

平成26年6月末民間在庫量	A	220万トン
平成26年産主食用米等生産量	B	788万トン
平成26/27年主食用米等供給量計	$C = A + B$	1,008万トン
平成26/27年主食用米等需要量	D	778万トン
平成27年6月末民間在庫量	$E = C - D$	230万トン

2 生産数量目標の配分

- 平成27年産米の各都道府県の生産数量目標の設定については、需給調整への取組や東日本大震災の被災県へ配慮して、超過達成や県間調整等を考慮。
- 東日本大震災により被災した水田を有する県に対する配慮が無くなった場合、生産数量目標の基礎となる需要実績の算定要素としての生産量が減少し、算定上不利となる懸念。

《平成27年産米の生産数量目標》

	27年産	26年産	増減率
全国	751万トン	765万トン	▲1.8%
岩手県	271,210トン	275,540トン	▲1.6%

3 平成30年産からの米政策の見直し

- 国では、平成30年産米から「生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を推進」するために「きめ細かい県レベルの販売進捗や在庫情報、価格情報」を提供することとしており、生産者が経営判断できる時期・内容での情報提供が必要。
また、需要に応じた面積で生産がなされた場合であっても、豊作による過剰米については、国の責任において対策を実施することが必要。

4 ミニマムアクセス米の販売

- ミニマムアクセス米の主食用としての米流通相当分について、国産米を市場隔離する仕組みがなくなったことから、供給過剰に伴う価格の下落が懸念されるため、米穀の集荷団体等は、出口対策（主食用以外への処理）が求められているところ。

《ミニマムアクセス米の状況（平成7年4月～26年10月の輸入量1,353万トンの仕向け先）》

区分	主食用	加工用	援助用	飼料用	その他	在庫	計
数量	134	443	307	366	19	84	1,353万t

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課、県産米戦略室

《 要 望 事 項 》

6 生産コスト低減対策の提示及び燃油の価格高騰対策の実施

- (1) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」において目標としている「今後10年間で担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減」の実現に向け、産業界の努力も反映した資材費・流通経費等の低減の具体策を早期に提示するよう要望します。
- (2) 燃油価格高騰対策については、平成25年2月から平成28年4月までを期限として実施されていますが、燃油価格が一定水準以上になった場合に速やかに対策が講じられるよう、恒久的な制度の創設を要望します。

【現状と課題】

1 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現のための具体策の提示

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、「今後10年間で、担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減」とする目標を掲げているが、資材・流通等に関する産業界の努力目標も含めた具体的な方法等について明らかにされていないところ。

2 燃油価格高騰対策に係る恒久的な制度の創設

- 現在実施されている燃油価格高騰緊急対策事業は、燃油を15%削減することを目標に、平成25年2月から平成28年4月までを期限として実施。
- 燃油価格は、高止まりの状況にあり、燃油価格高騰緊急対策事業による燃油15%削減だけでは、現状の価格高騰に対応できないところ。

《 燃油価格指数の推移 》

(H22=100)

区 分	H23	H24	H25	H26.1	H26.2
灯 油	118.4	120.7	129.2	134.6	137.2
A 重油	115.1	119.6	129.6	137.0	136.6

※農業物価統計

【県担当部局】農林水産部 農業園芸課、県産米戦略室

《 要 望 事 項 》

7 地域の実情を踏まえた農政改革の推進

(1) 農業委員会制度の見直しに向けた支援策

農業委員会制度の見直しにあたっては、その主たる目的である農地利用の最適化を通じた農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、市町村の実情に即して農業委員等の定数を設定できる制度とするよう要望します。

また、農業委員等による農地利用調整や耕作放棄地の発生防止・解消などの活動が的確に行われるよう、必要な予算を十分に措置することを要望します。

(2) 農業委員会制度の円滑な手続きに向けた支援

市町村における新たな農業委員会の体制への移行が円滑に行われるよう、農業委員等の選出方法の事務手続き等、制度の具体的な内容を早期に提示するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 26 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、農業委員は現行の半分程度の規模とされたところ。
- 平成 27 年 4 月 3 日に「農業協同組合法等（農業協同組合法、農業委員会等に関する法律、農地法）の一部を改正する等の法律案」が閣議決定。
 - ・ 選挙制度を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化。
 - ・ 農地利用の最適化や担い手の育成を支援する農地利用最適化推進委員の設置を法定化。
- 農業委員の定数が半分程度となった場合、農地利用の担い手への集積や耕作放棄地の発生防止・解消に向けた指導など、現場でのきめ細やかな対応が困難。
- 農業委員等が農地利用の最適化などの業務を適正に実施し、成果を出すためには、現行の農業委員数以上の人材の確保が必要。
- 農業委員会制度の見直しを受けて、平成 27 年度中に農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱を行う市町村においては、条例改正や委員の募集・公表、市町村議会の同意等の手続きに時間を要することが懸念。

【県担当部局】 農林水産部 農業振興課

《 要 望 事 項 》

(3) 農業・農村の維持発展に資する農協改革

農業協同組合等の見直しに係る関係法令の改正にあたっては、農家や関係団体等との議論を尽くし、関係団体が自ら実施する改革内容を尊重するとともに、農業協同組合の地域経済社会に果たしている役割も踏まえ、農業・農村の維持発展に資する形で進めるよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 27 年 4 月 3 日に「農業協同組合法等（農業協同組合法、農業委員会等に関する法律、農地法）の一部を改正する等の法律案」が閣議決定。
- 本県は、中山間地域を多く抱えており、これまで農協が果たしてきた役割を踏まえつつ、地域の実情などにも配慮し、現場の意見を広く聞きながら、農業・農村の振興につながるような形で検討される必要。

【県担当部局】農林水産部 団体指導課

《 要 望 事 項 》

8 農業経営改善促進資金のニーズに対応した貸付枠の配分

効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して融通する「農業経営改善促進資金」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 農業経営改善促進資金は、農業者が必要とする種苗代、農薬代等経営に必要な短期運転資金であり、米価下落への対応資金としても地域のニーズが高い。
- 国の配分額が、本県からの要望額より大幅に低いため、融資機関の要望に応えられない状況。

《 県の貸付目標予定額に対する国の貸付け目標額（内示額） 》 （百万円）

	H24	H25	H26	H27
県貸付目標予定額	1,500	1,600	1,644	2,340
国貸付目標額（内示額）	1,215	1,215	1,426	1,596
融資実績	1,156	1,311	1,535	—

- 国から示された貸付枠の配分では、融資機関等の地域ニーズに対応できない状況にあることから、十分な貸付枠の配分（内示）が必要。

【県担当部局】農林水産部 団体指導課

《 要 望 事 項 》

9 森林整備加速化・林業再生交付金の継続

素材生産のための間伐や路網整備などの川上から、木材の利用拡大のための木材加工施設や木造公共施設の整備などの川下まで、幅広い対策の実施が可能な「森林整備加速化・林業再生交付金」について、平成 28 年度以降も継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 間伐や路網整備などの川上から、木材加工施設や木造公共施設の整備支援などの川下まで幅広い対策の実施が可能な「森林整備加速化・林業再生交付金」については、平成 27 年度限りとされているところ。

【県担当部局】農林水産部 林業振興課、森林整備課

《 要 望 事 項 》

10 森林整備事業の予算措置と再造林の支援制度の充実・強化

計画的に森林整備を進めていくため、森林整備事業に必要な予算を十分に措置するよう要望します。また、再造林については、森林所有者の負担を軽減するため、補助率を引き上げるよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 27 年度の森林整備事業の予算割当は本県要望額の約 7 割（全国平均は 6 割程度）であり、計画的な森林整備を促進するためには、森林整備事業に必要な予算を十分かつ安定的に措置することが必要。
- 林業の採算性が大幅に悪化している状況下において、従前と変わらない補助制度では、再造林を促進するためのインセンティブとしては不十分であり、人工林資源を維持するために再造林面積を増加させるためには森林所有者の負担を伴わない再造林の支援制度が必要。

《スギ人工林（50 年生で主伐）の経営収支》

項 目	金 額
① 植栽・保育に要する経費	231 万円/ha
② 伐採収入（立木価格）	117 万円/ha
③=収支（②-①）	▲114 万円/ha

（平成 25 年度森林・林業白書から抜粋）

※ スギ（立木）価格 S55:22,707 円 → H23:2,838 円（ピーク時の 12.5%）

【県担当部局】農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

11 造林用種苗生産に対する予算措置と支援制度の拡充

森林資源を循環的に活用していくため、再造林に必要な苗木を確保する「苗木安定生産供給推進事業」について、必要な予算を十分に措置するとともに、補助対象を拡大するよう要望します。

【現状と課題】

- 本県の再造林の主要樹種であるカラマツは、種子を生産している県が少なく、苗木の需給がひっ迫していることから、苗木を安定供給するための採種園の整備が必要。
- 本県では、カラマツのコンテナ苗木生産施設整備の需要が高いが、「苗木安定生産供給推進事業」はスギの苗木生産施設を補助対象としており、カラマツは対象外。

【県担当部局】農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

12 木材の利用促進及び原木安定供給に関する財政支援等の継続・拡充

- (1) 公共建築物等木材利用促進法の施行による木材利用の機運の高まりを定着させ、さらなる木材需要の拡大を図るため、公共建築物等の木材利用促進に対する財政支援を継続するとともに、事業採択に係る費用対効果の基準を緩和するよう要望します。
- (2) 地域材の利用促進は、森林の適正な整備・保全、循環型社会の形成、さらには大震災津波からの復興に資することから、木材利用ポイント制度に代わる新たな制度を創設するよう要望します。
- (3) 木質バイオマス発電所等の本格稼働に伴う急激な原木需要の増加に対応するため、原木の安定供給体制の構築に向けた支援制度を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 木材利用促進に対する財政支援の継続・拡充

- 本県では、「森林整備加速化・林業再生基金事業」を活用し、木公共建築物等の木材利用を支援〔H26実績：3施設、補助金201,676千円〕
- 予算規模の大きい「森林整備加速化・林業再生交付金事業」が平成27年度限り。
- 公共建築物等の木造化にかかる事業は、事業採択にかかる費用対効果の基準が厳しく、福祉施設や保育施設など、利用者がある程度限定される施設は、制度の活用が困難。

2 木材利用ポイントに代わる新たな制度の創設

- 木材利用ポイント事業は、平成25年度補正予算により、対象期間がH26.9.30まで延長（当初はH26.3.31まで）されたが、以後の予算化がなされていないこと。
- 復興住宅等の建築は、H27年度以降にピークを迎える見込みであり、住宅建築に県産材利用を促進するためのインセンティブが必要。

3 原木の安定供給に向けた支援制度の継続

- 木材需要の増加に対応した安定供給体制を構築していくためには、素材生産量の増加に向けた高性能林業機械の導入や原木流通体制の強化に向けた運搬用トラックの導入等への支援が必要。
- 予算規模の大きい「森林整備加速化・林業再生交付金」が平成27年度限りとなっていること。
- 高性能林業機械等の導入支援については、採択要件により、国有林主体の事業体や原木運搬のみを行う事業体が補助制度を活用することが困難。

【県担当部局】農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

13 広葉樹林業の再興

- (1) 輸入チップとの競合やナラ枯れ被害、放射性物質の影響など、現下の厳しい経営環境の中で広葉樹林業の存続を図るため、広葉樹原木の生産・流通コストを支援するよう要望します。
- (2) ナラ枯れ被害から広葉樹資源を保全するため、予防を目的とした伐採を森林整備事業の補助対象とするよう要望します。
- (3) 広葉樹材の低コスト生産に向け、広葉樹の特性に応じた作業技術や林業機械の開発を行うとともに、広葉樹林業に従事する人材を地域において育成していくための取組を支援するよう要望します。

【現状と課題】

1 広葉樹材が利用される仕組みづくり

- 更新伐等により広葉樹の伐採を促進しても、広葉樹チップ価格の低迷等により、採算が合わず、伐採された材が活用されない可能性があり、確実に広葉樹材が利用される仕組みづくりが必要。

2 ナラ枯れ被害対策

- 本県のナラ枯れ被害は、平成 22 年に県南部で初めて確認され、平成 25 年から沿岸部の大船渡市において大規模な被害が発生。平成 26 年には隣接する釜石市に被害が拡大し、周辺地域において予防を目的とした伐採処理が必要。

3 広葉樹林業の技術・機械の開発、人材育成

- 近年、高齢化などにより、広葉樹材生産に取り組む林業従事者の減少が進んでおり、広葉樹材の低コスト生産に向け、広葉樹林業の特性に応じた作業技術や林業機械の開発及び人材育成などの対策が必要。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課、森林整備課

21 野生鳥獣対策の継続・拡充

野生鳥獣による農林業被害が増加し、さらにはニホンジカによる高山植物の食害や天然林の植生変化などが生じ、生態系への影響も懸念されている状況にあります。

こうした中、岩手県では、捕獲数の上積みを促進しており、特に、ニホンジカ対策として狩猟期間の延長や捕獲数制限の撤廃などを実施していますが、狩猟者の減少・高齢化もあり、これらの規制緩和だけでは、個体数調整に必要な捕獲目標が達成できない状況にあります。

また、県内のニホンジカから基準値を超える放射性セシウムが検出され、狩猟による個体数調整に支障が生じているところです。

このため、国においては「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、今般、施策の充実が図られたところですが、引き続きニホンジカを始めとする有害鳥獣の個体数管理に主眼を置いた対策の強化が必要であり、支援の継続・拡充を要望します。

《 要 望 事 項 》

1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

ニホンジカ等の適正な個体数管理と野生鳥獣による被害を低減するため、都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、必要な財政支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保や大量捕獲技術の開発普及など効果的な個体数管理に資する施策を充実させるよう要望します。

2 鳥獣被害防止対策の充実

鳥獣被害防止総合対策交付金について、侵入防止柵等の設置が急務となっていることから、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

- 農作物被害額が深刻化

《ニホンジカによる農作物被害額の推移》

(単位：百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
被害額	154	177	157	283	291

- 課題

① 狩猟による捕獲圧の低下

野生鳥獣肉から基準値を超える放射性物質が検出され、全県を対象とした出荷制限が行われたため、食用目的の狩猟による捕獲頭数が減少し、狩猟を主体とした個体数管理が困難な状況。

② 捕獲の担い手の減少

狩猟者数の減少と高齢化が進行し、個体数管理に必要な捕獲の担い手が不足。

③ 大量捕獲技術の開発・普及

捕獲の担い手の減少、特に狩猟者の高齢化により、効果的な捕獲技術の開発・普及が必要。

《ニホンジカ捕獲数の推移》

(単位：頭)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
狩猟	1,521	1,797	1,160	661	1,546
県による捕獲	—	—	—	2,238	4,556
有害捕獲	417	376	743	1,341	3,517
計	1,938	2,173	1,903	4,240	9,619

《県内狩猟免許所持者数の推移》

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
狩猟免許所持者数	2,753人	2,793人	2,800人	2,426人	2,495人
うち60歳以上	59%	62%	67%	66%	66%

2 鳥獣被害防止対策の充実

- 鳥獣被害防止総合対策交付金等の予算措置状況

(単位：千円)

区分	24年度	25年度	26年度	H27年度
要望額①	31,960	59,881	139,542	185,209
交付額②	31,960	59,881	139,542	154,177
充足率②/①	100%	100%	100%	84%

※ 平成24年度は「東日本大震災農業生産対策交付金」により措置。

平成24年度補正の「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」は除く。

- 課題

鳥獣被害の拡大に伴い、市町村から侵入防止柵の設置など鳥獣被害防止総合対策交付金に対する要望額が増大しており、平成28年度以降も十分な予算措置が必要。

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課
農林水産部 農業振興課

22 農地・森林・水産基盤の整備及び保全

「強い農林水産業」の実現に向け、農地・森林・水産基盤の整備及び保全に関する施策の充実を図るよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「農山漁村地域整備交付金」の予算措置

「強い農林水産業」の実現に向け、遅れている本県農山漁村の生産基盤や生活環境施設の整備を推進するため、「農山漁村地域整備交付金」について、十分な予算を措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 農林水産省所管の平成 27 年度公共事業予算は、大幅削減前の平成 21 年度の 66%に止まっており、平成 26 年度経済補正予算を合わせても平成 21 年度の 69%となっているところ。

《農林水産省所管公共事業費の推移》 (単位：億円)

事 項	H21	H25	H26		H27	H27	
			+H24 補正	+H25 補正		H21 比 66%	H21 比 69%
農業農村整備	5,772	2,627	4,267	2,689	3,489	2,753	2,910
林野公共	2,609	1,796	3,067	1,813	2,252	1,819	1,924
治山	992	611	1,216	616	781	616	647
森林整備	1,617	1,185	1,850	1,197	1,471	1,203	1,277
水産基盤整備	1,199	721	1,206	721	831	721	762
海岸	180	40	50	40	40	40	40
農山漁村地域整備交付金		1,128	2,778	1,122	1,122	1,067	1,117
一般公共 事業費計	9,760	6,314	11,369	6,386	7,734	6,399	6,753

- 農山漁村地域整備交付金の平成 27 年度当初予算に係る本県への国費の配分額は、対前年比 92%であるが、地域からの要望に応えるため県予算を前年度以上に措置したことから、県予算に計上した国費に対する充足率が 54%と非常に厳しい状況。

《本県への農山漁村地域整備交付金の配分状況(国費ベース)》 (単位：百万円)

区 分	合計	配分状況		
		農業農村整備	森林整備	水産基盤整備
H26 国費配分額 ①	3,287	2,125	671	491
H27 国費配分額 ②	3,028	2,037	585	406
対前年比 ②/①	92%	96%	87%	83%
H27 県予算額(国費) ③	5,574	3,928	899	747
不足額 ③-②	2,546	1,891	314	341
充足率 ②/③	54%	52%	65%	54%

【県担当部局】農林水産部 農村計画課、森林整備課、森林保全課、漁港漁村課

《 要 望 事 項 》

2 農業農村整備対策予算の措置

新たな食料・農業・農村基本計画に示された「強い農業」の創出を実現するためには、農産物の高付加価値化や生産コスト削減に資する水田の大区画化・汎用化、担い手への農地利用集積のほか、国土強靱化を踏まえた農業水利施設の長寿命化が必要であることから、農業農村整備対策予算を十分に措置するよう強く要望します。

【現状と課題】

- 本県の水田整備率（51.1%）は、東北で最も低位。一方、米の生産費（129千円/10a）は、東北で最も高コスト。

また、これまで整備した基幹的農業水利施設は、今後10年で耐用年数を超過する施設が多数。

《東北における本県の水田整備等の状況（H24年度）》

区 分	岩手	青森	宮城	秋田	山形	福島	出典
水田整備率(%)	51.1	62.7	63.8	65.0	73.5	70.7	農林水産省 データ
米の生産費(千円/10a)	129	111	109	110	115	105	

《本県の基幹的水利施設における耐用年数の実態（H24年度末現在）》

施設種別	標準 耐用 年数	施設 総数	耐用年数超過の実態				出典
			H24年度末		H34年度末見込み		
			施設数	割合	施設数	割合	
水路	40年	1,400km	294km	21%	467km	33% (12ポイント増)	岩手県農業水利施設の 維持更新計画 (H25年度改定版)
頭首工	50年	66箇所	11箇所	17%	20箇所	30% (13ポイント増)	
ポンプ場	20年	50箇所	18箇所	36%	35箇所	70% (34ポイント増)	

- 平成27年度当初予算の国費の配分額は、対前年度87%であるが、地域からの要望に応えるため県予算を前年度以上に措置したことから、県予算に計上した国費に対する充足率が57%、事業費にして60%と非常に厳しい状況。

《本県への農業農村整備対策予算の国費の配分状況(国費ベース)》 (単位：百万円)

区 分	合計	農業競争力強化 基盤整備事業	農村地域 防災減災事業	農山漁村地域 整備交付金	その他補助金 (維持管理事業等)
H26 国費割当額 ①	3,353	1,371	168	1,657	157
H27 国費割当額 ②	2,922	957	145	1,653	167
対前年比 ②/①	87%	70%	86%	100%	106%
H27 県予算額(国費) ③	5,142	1,213	476	3,283	170
不足額 ③-②	2,220	256	331	1,630	3
充足率 ②/③	57%	79%	30%	50%	98%

《本県への農業農村整備対策予算の事業費の配分状況(事業費ベース)》 (単位：百万円)

区 分	合計	農業競争力強化 基盤整備事業	農村地域 防災減災事業	農山漁村地域 整備交付金	その他補助金 (維持管理事業等)
H27 割当事業費 ④	5,980	2,143	217	3,164	457
H27 県予算事業費 ⑤	9,930	2,574	622	6,247	460
充足率 ④/⑤	60%	83%	35%	50%	99%

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

3 国営土地改良事業の着実な推進

(1) 国営土地改良事業実施地区の予算確保

国営土地改良事業の効果の早期発現に向け、予定工期内に完了できるよう引き続き復興対策予算（東日本大震災復興事業費）を中心に十分な予算を確保するとともに、一層の工事コスト縮減に努めながら事業実施するよう要望します。

(2) 「須川地区」、「岩手山麓二期地区」の平成 28 年度事業着手

施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている「須川地区」と「岩手山麓二期地区」について、平成 28 年度に事業着手するよう要望します。

(3) 国営施設への小水力発電施設整備の推進

国営土地改良事業の導入にあたっては、土地改良施設の維持管理費の負担軽減に資する小水力発電施設整備を積極的に推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 国営土地改良事業実施地区の予算確保

- 県内で実施中の国営土地改良事業 5 地区が、予定工期までに完了するためには、今後、これまで以上の予算割当が必要。併せて、地方負担額が震災復興特別交付税で措置される復興対策予算の確保が重要。

《県内の国営土地改良事業実施中地区の予算状況》 上段()：復興対策予算（内数）

事業名	地区名	工期	事業費（百万円）					
			全体	H26 迄	H27			H28 以降
					要求	割当	充足率	
かんがい 排水	わがちゅうぶ 和賀中部	H18～28	19,120	(6,951) 15,743	(2,026) 2,305	(2,026) 2,290	(100%) 99.3%	1,087
〃	さるがしがわ 猿ヶ石川	H20～27	6,120	(2,031) 5,214	(396) 520	(396) 494	(100%) 95.0%	—
〃	わがちゅうおう 和賀中央	H24～33	25,780	(1,089) 1,734	(3,098) 3,350	(1,846) 2,061	(59.6%) 61.5%	21,985
〃	いわてさんろく 岩手山麓	H25～34	19,410	(0) 400	(962) 1,152	(460) 586	(47.8%) 50.9%	18,424
	(うち一割)	H25～34	10,030	(0) 400	(962) 1,152	(460) 586	(47.8%) 50.9%	9,044
〃	とよさわがわ 豊沢川	H27～34	6,700	—	(0) 170	(0) 150	(—) 88.2%	6,550
計	5地区		77,130	(10,071) 23,091	(6,482) 7,497	(4,728) 5,581	(72.9%) 74.4%	48,046

《通常予算と復興対策予算における地方財政措置の比較》

区分	地方債	充当率 [本来分/財源対策債分]	算入率 [本来分/財源対策債分]	交付税
通常予算	公共事業等債	90%[50%/40%]	20%[0%/50%]	普通交付税
復興対策予算	—	—	全額交付税措置	震災復興特別交付税

2 「須川地区」、「岩手山麓二期地区」の平成 28 年度事業着手

地域の要望に応え、現在、調査中の国営土地改良事業地区について、早期の事業着手が必要。

特に、国営須川総合農地開発事業（S45～62）で整備された須川地区の農業水利施設は、度重なる地震の影響等により幹線パイプラインからの漏水が頻発しており、早期事業着手が必要。

また、分割採択となった岩手山麓地区について、下流の関連県営事業との進捗を合わせる上で、平成 28 年度以降の採択とされている二期地区の早期採択、事業着手が必要。

《地区の概要》

地区名	関係市町村	関係土地改良区	予定事業量	上段：調査期間 下段：事業(予定)期間	備考
(国営) いわてさんろく 岩手山麓	盛岡市 滝沢市	岩手山麓 土地改良区	(一期) 岩洞ダム、導水路 2.5km 北部主幹線用水路 3.9km	H21～H24 H25～H34	H25 事業着手
			(二期) 導水路 0.7km 南部主幹線用水路 13.4km	H21～H24 H28～H34	(未採択)
(県営) いわてさんろく 岩手山麓	盛岡市 滝沢市	岩手山麓 土地改良区	北部主幹線用水路 8.4km 南部主幹線用水路 6.7km (二期地区の下流部)	H24～H25 H26～H34	H26 事業着手
すかわ川 須川	一関市	須川 土地改良区	揚水機場及び幹線用水路 の補修・更新、水管理施設 の更新	H26～H27※ H28～H34	漏水回数 H20：6回、H21：6回 H22：0回、H23：13回 H24：7回、H25：4回 H26：0回、H27：1回

※ 調査期間中であっても突発事故発生時の応急対策工事は実施可能。

3 国営施設への小水力発電施設整備の推進

国及び県が実施した小水力発電の導入可能性調査では、多くの国営施設において採算性が見込まれる（導入可能性有）との結果を得ており、現在実施中の国営事業地区のうち、和賀中央及び豊沢川地区において小水力発電施設の整備を計画されているところ。

については、他の国営施設においても、国営事業導入の際、維持管理費の負担軽減を図るため、小水力発電施設の積極的な整備が必要。

《小水力発電導入可能性調査の結果》

実施年度	調査カ所	左のうち 採算性有	
			うち国営関連
H21～H25	44	26	13

【県担当部局】農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

4 県有林の経営改善に向けた支援

- (1) 県有林事業の日本政策金融公庫資金に係る起債について、任意繰上償還及び低金利な資金への借換えを可能とする措置を講じるよう要望します。
- (2) 県有林事業の起債に係る利子相当額について、林業公社の経営安定化対策と同様に特別交付税措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 日本政策金融公庫資金の任意繰上償還は平成 17 年度から 19 年度まで措置されていたが、平成 20 年度以降は措置されていないところ。
- 日本政策金融公庫からの本県の起債は元金 607 億円、利息 264 億円、合計 871 億円（平成 27 年 4 月 1 日現在）となっているが、このうち、利率 6.5%を最高に 3.5%以上の高金利の元金が 183 億円あり、これらの利子償還が県有林の経営を圧迫。
- 平成 18 年度から、林業公社の起債に係る利子相当額が特別交付税措置の対象となっており、平成 21 年度からは、都道府県が引き受けた林業公社の起債についても同様の措置がされているところ。
- 林業公社事業と両輪で森林の造成を進めてきた県有林事業分の起債 423 億円に係る年間利子相当額 1,053 百万円については、特別交付税措置がないため、この利子相当額について特別交付税措置が必要。

【県担当部局】 農林水産部 森林保全課

《 要 望 事 項 》

5 目的税の創設による森林の整備・保全

森林を適切に整備・保全し、森林の有する公益的機能を持続的に発揮するため、管理不十分な森林の整備について、新たな目的税を財源として国が全面的に支援する制度を創設するよう要望します。

【現状と課題】

- 木材価格の長期低迷や山村地域の過疎、高齢化により森林整備が進まないことから、管理不十分な森林が存在。
- このような中で、本県を含む 35 県（H27.4 現在）が独自課税を財源とした森林整備に取り組んでおり、森林整備に対する税負担については、国民の理解が深まっているところ。
- 本県では「いわての森林づくり県民税」を平成 18 年度から導入。その際、県議会から、「国においては、森林の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境の保全に関する施策を一層充実させ、強力に推進するとともに、その財源として森林環境税等目的税を創設されるよう、強く要望する。」旨の意見（平成 17 年 12 月議会）が出されているところ。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

6 木質バイオマスエネルギーの導入促進

木質バイオマスを活用した熱電供給設備の整備やチップなどの木質燃料を安定的に生産・供給する施設の整備など、木質バイオマスエネルギー導入に対する財政支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 県では、国の補助事業等を活用して、木質バイオマスエネルギー利用施設整備を促進しているところであり、本県の木質バイオマスエネルギー利用を促進するためには、国庫補助事業を活用した利用施設整備や木質燃料の安定供給体制の整備が必要。
《H26 実績：発電等燃料加工施設（一戸町、宮古市）、ボイラー（大船渡市、住田町）》
- 木質バイオマスエネルギーの導入支援については、「森林・林業再生基盤づくり交付金」と「森林整備加速化・林業再生交付金」が活用できるが、予算規模の大きい「森林整備加速化・林業再生交付金」については、平成 27 年度限りとなっていることから、制度の継続が必要。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

7 松くい虫被害対策の強化

太平洋側の松くい虫被害の北上を阻止するため、枯死被害木のほか、将来、感染源となりうる雪害木や風倒木、被圧木などの処理を一体的に行う防除対策事業を創設するよう要望します。

【現状と課題】

- 被害が継続するのは、枯死被害木以外の、雪害木や被圧木等が感染源として残ることが原因の一つとして知られており、これらを適切に処理する事業が必要。
- 平成 21 年度から、加速化事業による感染源の駆除を実施。平成 24 年度一旦終了したが、再び 25 年度に実施。平成 26 年度、事業メニューから削除。
- 加速化事業（森林病虫害対策）を実施した地区では、翌年度の被害発生が大きく減少し、事業効果が大。
- 防除対策が自治体の財政力の差によって、遅滞することが想定されることから、市町村及び県の経費負担の伴わない事業が必要。

【県担当部局】農林水産部 森林整備課

23 直轄事業の整備促進

《 要 望 事 項 》

1 直轄道路整備事業の促進

内陸における地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支えるため、直轄道路の整備を促進するよう要望します。

- (1) 一般国道4号のバイパス等事業中区間の早期完成及び2車線区間の4車線化の早期事業化
- (2) 一般国道46号盛岡西バイパスの2車線区間の早期4車線化及び南伸の早期事業化

2 直轄河川改修事業の促進

北上川は沿川に県内の資産の多くが集中していますが、近年、記録的な大規模出水による被害が相次いで発生していることから、安全で安心できる県土づくりを推進するため、直轄河川改修事業の完成時期が遅れることがないよう、引き続き整備促進を図ることを要望します。

- (1) 一関遊水地事業の促進
- (2) 一般河川改修事業（北上川上流）等の促進

3 直轄砂防事業の促進

岩手山や秋田駒ヶ岳の火山活動等により土砂災害の発生が懸念されることから、早急に被害の防止・軽減を図るため、八幡平山系直轄火山砂防事業の完成時期が遅れることがないよう、引き続き整備促進を図ることを要望します。

【現状と課題】

1 直轄道路整備事業の促進

- 一般国道4号の4車線化率（平成26年度末現在）

県内延長：207.9km、4車線区間延長：60.4km、進捗率：29.1%

《主な整備必要箇所》

	工区名	全体延長	供用延長	供用率
事業中区間（バイパス計画）	水沢東バイパス	9.6km	4.6km	47.9%
事業中区間（4車線計画）	北上拡幅	12.2km	9.2km	75.4%
	盛岡北道路	3.6km	0.0km	0.0%
未事業化区間（4車線化）	一関拡幅	約0.8km	—	—
	水沢東バイパス～北上拡幅間	約8.5km	—	—
	北上拡幅～花巻東バイパス間	約3.0km	—	—

- 自動車産業など、東北有数の産業集積地である北上・金ヶ崎地域の渋滞区間の緩和・解消を図るためには、一般国道4号北上拡幅の整備促進及び水沢東バイパス～北上拡幅間の4車線化の早期事業化が必要。
- 一般国道46号盛岡西バイパス（全体延長7.8km）は、平成25年12月に全線暫定供用となったが、一般国道4号等の更なる混雑緩和等を図るためには、盛岡西バイパス南伸の早期事業化が必要。
- 一般国道4号渋民バイパスが平成27年4月12日に全線供用。

2 直轄河川改修事業の促進

- 平成25年度末における県内の国管理河川整備率は、47.6%と低い水準となっており、水害の常襲地域を未だに抱えている状況。

《河川整備率（平成25年度末）》

	県管理河川	国管理河川	全体	適用
河川数	311河川	16(14)河川	313河川	(14河川は重複)
河川延長	2,830.5km	291.5km	3,122.0km	(ダム除き)
要改修延長	1,431.5km	272.1km	1,703.6km	(国は左右岸計延長)
改修済延長	693.4km	129.5km	822.9km	(国は左右岸計延長)
河川整備率	48.4%	47.6%	48.3%	

3 直轄砂防事業の促進

- 岩手山、秋田駒ヶ岳等の火山活動の影響により荒廃した八幡平山系に対して直轄火山砂防事業を実施（平成27年度は5箇所です工事が進められる予定）。
- 平成26年9月の御嶽山噴火など、全国的に火山活動が活発化しており、早急な対策が必要。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課、河川課、砂防災害課

24 地方の社会資本整備を推進するための予算の確保

《 要 望 事 項 》

1 道路事業の推進

物流を支える幹線道路ネットワークの整備とともに、広域的な観光や圏域を越える交流・連携の促進、ひとにやさしいまちづくりのための道路の無電柱化、歩道整備等の日常生活を支える道づくり、冬期交通の安全確保など、国道や地方道の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

2 スマートインターチェンジの整備推進

既存の高速道路の利便性を高め、県民の安全で安心な暮らしを守り、活力ある地域社会の形成を図るために必要不可欠なスマートインターチェンジの整備を推進するため、必要な予算を確保するよう要望します。

3 河川事業の推進

県内では、近年、集中豪雨や台風による洪水被害が頻発していることから、家屋等の浸水被害が発生した区域の災害防止、都市部等における予防的な治水対策、河道の堆積土砂撤去など、災害に強い県土づくりを着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

4 県営ダム建設事業の推進

ダム建設による洪水被害の防止や水資源の確保等の整備効果を早期に発現させるため、築川ダムの整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

5 都市基盤整備事業の推進

都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るとともに、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、街路事業や都市公園事業の都市基盤施設の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

6 港湾事業の推進

県内の産業を支える物流拠点や地域の産業振興に資する観光・交流拠点づくりを進めるとともに、これまで甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、港湾の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

7 下水道整備事業の推進

本県の下水道施設の整備率は全国平均よりも低く、未整備箇所が多く残っていることから、下水道施設の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

8 住宅整備事業の推進

県民の暮らしを守る住宅セーフティネットを確保するため、公営住宅の改善や老朽化した公営住宅の建替などを計画的に推進するための予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

○ 主な交付金の本県配分状況（市町村事業含む）

（国費：百万円）

交付金名	H24 当初	H25 当初	H26 当初	H27 当初	備考
社会資本整備総合交付金	21,893	11,171	12,153	11,567	通常分と全国防災の計
防災・安全交付金	—	12,087	13,814	14,645	
地域自主戦略交付金	6,215	—	—	—	国土交通省分のみ
合計	28,108	23,258	25,967	26,212	

・本県の社会資本整備を進めるための予算が十分確保できていない状況。

○ 築川ダム整備については、平成 27 年 5 月 15 日に建設（堤体工）工事の安全祈願祭及び起工式を開催し、本体工事に着手。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

25 土砂災害対策を推進するための財政支援等

《 要 望 事 項 》

1 土砂災害警戒区域等の指定に対する財政支援の拡充

土砂災害警戒区域等の指定を加速するため、基礎調査に係る国費率の嵩上げや地方負担額への起債充当、特別交付税の措置など財政支援の拡充を図るよう要望します。

2 土砂災害対策施設の整備に必要な予算の確保

砂防堰堤などの土砂災害対策施設の整備を着実に進めるため、必要な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

本県の土砂災害危険箇所は14,348箇所と東北で1番目、全国でも15番目に多い状況。

《土砂災害危険箇所の状況（平成14年度公表）》

岩手県	東北六県平均	全国平均
14,348	7,830	11,177

1 土砂災害警戒区域等の指定に対する財政支援の拡充

○ 土砂災害警戒区域等の指定には、区域を確定するための基礎調査から住民説明会等の一連の事務手続が必要であることから、平成27年3月末時点における本県の指定率は23.7%にとどまっている状況。

《本県の土砂災害警戒区域の指定状況》（平成27年3月末時点）

	土砂災害警戒区域の総区域数の推計値 (A)	指定区域数 (B)	指定率 (B/A)
岩手県	14,348	3,405	23.7%
東北	47,559	18,282	38.4%
全国	646,629	395,894	61.2%

○ 平成26年8月に広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、平成26年11月に改正土砂災害防止法が成立。

- 基礎調査を概ね5年間で完了させるためには、国費率の嵩上げや、地方負担額への起債充当、特別交付税の措置などの財政支援の拡充が必要。

2 土砂災害対策施設の整備に必要な予算の確保

- 老人ホーム施設等の要配慮者利用施設や避難所、学校・病院等の公共施設がある箇所、被災履歴がある箇所を優先的に進めているが、平成27年3月末時点の整備率は12.3%にとどまっている状況。

≪本県の土砂災害対策施設の整備状況≫（平成27年3月末時点）

要施設対策箇所(A)	整備済箇所(B)	整備率(B/A)
3,994	490	12.3%

【県担当部局】 県土整備部 砂防災害課

26 社会資本の適切な維持管理に対する財政支援等

《 要 望 事 項 》

1 社会資本の適切な維持管理に対する財政支援及び技術的支援

社会資本の良好な状態を維持し、安全性・信頼性を確保するため、老朽化した橋梁等の道路施設、河川・海岸施設、ダム施設、砂防施設、港湾施設、公園、下水道、公営住宅などの社会資本について、維持管理計画に基づく適切な事業の推進に対する財政支援及び技術的支援を講じるよう要望します。

2 道路施設の定期点検等に対する財政支援及び技術的支援

平成 25 年の道路法改正により、道路施設の定期点検が義務化され、地方自治体における道路施設の維持管理費が増加することから、必要な財政支援及び技術的支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 社会資本の適切な維持管理に対する財政支援及び技術的支援

- 県では、維持管理計画に基づく適切な維持管理を推進するため、橋梁や県営住宅などの分野では、限られた予算の中で計画的な維持・修繕を行う長寿命化計画を策定し、取り組んできたところ。
- 一方で、今後、老朽化する施設が増大していくことや、東日本大震災津波からの復旧・復興に県を挙げて注力しているところであり、財源やマンパワーの確保が課題。

2 道路施設の定期点検等に対する財政支援及び技術的支援

- 平成 25 年の道路法改正及び平成 26 年の同法施行規則の改正により、①道路トンネル、②道路橋、③シェッド・大型カルバート、④横断歩道橋、⑤門型標識については、国が定める統一的な基準に基づき、5年に1回の頻度で近接目視により点検を行うことを基本とする旨、定められたところ。
- 県では、これまで橋梁やトンネルについて県独自の要領により点検を行ってきたが、改正により、点検を行う施設の対象や数が増加するほか、点検の質も高まることから、それに要する財源やマンパワーの確保が課題。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路環境課

27 一般国道 106 号の指定区間編入

《 要 望 事 項 》

1 一般国道 106 号の指定区間編入

「岩手、秋田を結ぶ地域連携軸」を一層強化するとともに、東日本大震災津波からの早期復興を支援するため、格子状骨格道路ネットワークを形成する一般国道 106 号を指定区間に編入し、一般国道 46 号等と併せ、国で一体的に管理するよう要望します。

【現状と課題】

- 県が管理する一般国道 106 号は、国が直轄管理する一般国道 46 号と一体となり、日本海側と太平洋側を結ぶ東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路ネットワークの一部を構成するほか、太平洋沿岸と内陸の連携を強化し、東日本大震災津波からの早期復興に貢献する路線。
- 現在、復興支援道路「宮古盛岡横断道路」として国が一部区間を直轄権限代行により整備を実施しており、平成 27 年度は都南川目道路（自動車専用道路）の一部区間が供用予定。
- 災害時の救助・救援活動の支援や産業拠点との連携・連絡の強化を図るためには、速達性を確保し、災害に耐えうる安全で信頼性の高い道路としていくことが求められることから、指定区間に編入し国が直轄管理することが必要。

【県担当部局】 県土整備部 道路環境課

28 道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保

《 要 望 事 項 》

1 道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保

地方自治体が安心して、万全の道路除雪ができるよう、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る国庫支出金総額の確保を要望します。

【現状と課題】

- 広大な県土を有し、積雪寒冷地域である本県では、道路除排雪による安全な冬期交通の確保が不可欠であるが、道路除雪費は年々増加しており、県財政に占める割合が大きくなっている状況。
- 東日本大震災津波の被災地では、復旧・復興事業が本格化し、人材の確保が困難になっているため、労務単価が上昇。
- 除雪業務は、オペレーターの人件費など設計に占める労務比率が高く、労務単価の上昇が道路除雪費に多大な影響。
- 一方、道路除雪費等に係る国庫補助制度として、社会資本整備総合交付金や道路除雪補助があるが、近年、国費が十分に配分されない状況が続いており、県の厳しい財政運営の中、単独費の持ち出しが非常に大きな負担となっている状況。

《本県における道路除雪費の推移》

(百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
除雪費計	2,701	3,182	3,315	3,680	4,382	4,261
国費 a	744	599	1,021	1,376	1,269	984
国費要望額 b	1,426	1,048	1,094	1,411	1,759	2,370
国費不足分 c=b-a	682	449	73	35	490	1,386

【県担当部局】 県土整備部 道路環境課

29 建築物の耐震化に対する財政支援

《 要 望 事 項 》

1 建築物の耐震化に対する財政支援の拡充等

大規模建築物、防災拠点建築物及び避難路沿道建築物の耐震化を着実に進めるため、これら建築物の耐震診断及び耐震改修に対する財政支援を拡充するとともに、平成 27 年度までとされている補助制度を継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正（平成 25 年 11 月 25 日施行）により、大規模建築物等の耐震診断が義務化され耐震診断結果が公表されることとなったが、耐震性が低い場合、利用客の減少等により施設所有者の経営に悪影響を及ぼすことが懸念。
- 国土交通省では、耐震診断が義務化された建築物に対し、その所有者等が行う耐震診断等に係る負担軽減のため、緊急的・重点的な補助制度を創設。しかし、平成 27 年度までの時限措置となっており、診断の後に改修を行うことを考慮すると、事業期間中に改修までに至らないおそれ。
- 耐震診断及び耐震改修に要する費用は、施設所有者、地方公共団体とも負担が大きく、東日本大震災津波の被災地では財政状況が一段と厳しいことから、耐震化の取組が円滑に進まないおそれ。

《耐震診断の義務付け・結果の公表が求められる建築物》

対象建築物	①要緊急安全確認大規模建築物	②要安全確認計画記載建築物 (都道府県又は市町村が耐震改修促進計画に位置付け)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物 ○ 学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する大規模建築物 ○ 火薬類等の危険物の貯蔵場、処理場のうち大規模なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 ○ 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物
耐震診断結果の報告期限	平成 27 年 12 月 31 日まで	都道府県又は市町村が耐震改修促進計画で定める期限

≪国土交通省における補助制度（耐震対策緊急促進事業）≫※平成27年度までの時限的措置

① 要緊急安全確認大規模建築物

		負担割合	
		地方負担がない場合	地方負担がある場合
耐震 診断	国補助	1/3	1/2 (※1)
	地方負担	—	1/3
	施設所有者負担	2/3	1/6
耐震 改修等	国補助	11.5%	1/3 (※2)
	地方負担	—	11.5%
	施設所有者負担	88.5%	55.2%

※1 民間建築物の場合、社会資本整備総合交付金（1/3）に加え、耐震対策緊急促進事業補助金により追加補助（1/6）

※2 民間建築物の場合、社会資本整備総合交付金（11.5%）に加え、耐震対策緊急促進事業補助金により追加補助（21.8%）

② 要安全確認計画記載建築物（※地方負担を前提とした補助制度）

		負担割合
耐震 診断	国補助	1/2 (※3)
	地方負担	1/3（避難路沿道は1/2）
	施設所有者負担	1/6（避難路沿道は0%）
耐震 改修等	国補助	2/5 (※4)
	地方負担	1/3
	施設所有者負担	4/15

※3 民間建築物の場合、社会資本整備総合交付金（1/3）に加え、耐震対策緊急促進事業補助金により追加補助（1/6）

※4 民間建築物の場合、社会資本整備総合交付金（1/3）に加え、耐震対策緊急促進事業補助金により追加補助（1/15）

【県担当部局】 県土整備部 建築住宅課

30 国際フィーダー航路を有する地方の重要港湾への財政支援

《 要 望 事 項 》

1 国際フィーダー航路を有する地方の重要港湾への財政支援

「国際フィーダー航路」を有する地方の重要港湾について、集貨物流拠点の整備・運営に対する助成の充実や、被災地港湾に寄港する内航船を運航する船社の運行経費助成等に対し国庫補助制度を創設するよう要望します。

【現状と課題】

- 国土交通省では、平成 22 年 8 月に京浜港及び阪神港を国際コンテナ戦略港湾に選定して以降、両港への「集貨」、「創貨」に向けたフィーダー網の強化に向けた「国際コンテナ戦略港湾政策」に取り組んでいるところ。
- 「選択」と「集中」による国際競争力の強化を図るため、国際コンテナ戦略港湾に対しては、港湾運営会社に対する集貨支援や背後に立地する物流施設の整備に対する支援などが実施されているところ。
- 一方、国際フィーダー航路を有する地方の重要港湾は、地域における産業や物流の拠点として、重要な役割を担っており、コンテナ貨物の取扱量増加は、国際コンテナ戦略港湾政策の着実な推進を支えるとともに、港湾所在地の活力や地方創生に寄与。
- このため、重要港湾においても県・市・民間企業が取り組むソフト事業やハード事業に対する支援が必要。

ハード事業：荷役機械などの整備に対する「港湾機能高度化施設整備補助金」の充実。

(補助率の嵩上げ、予算枠の確保)

ソフト事業：被災地港湾に寄港する内航船を運航する船社の運行経費助成等に対し国庫補助制度を創設。(船社に対するインセンティブ、ドレージ事業者に対する集貨補助などへの国庫補助制度の創設)

《過去 3 年間の国際フィーダーコンテナ取扱量の推移》 単位：TEU (TEU：20 フィートコンテナ換算)

	H24	H25	H26
大船渡港	0	288	1,388
釜石港	1,763	2,038	2,662
宮古港	46	32	24
計	1,809	2,358	4,074

【県担当部局】 県土整備部 港湾課

31 新たな教職員定数改善計画の策定

今日的な教育課題の解決に向け、個に応じたきめ細かな教育を実施するとともに、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施するよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新たな教職員定数改善計画の策定

平成 18 年度以降、義務教育諸学校における教職員定数改善計画の策定が見送られており、新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現のため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施するよう要望します。

また、同様に、高等学校における教職員定数改善計画の策定も見送られており、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな定数改善計画を早期に策定し実施するよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課

32 学校施設の耐震化推進に係る支援措置の継続

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるため、施設の早期耐震化に係る全ての計画事業を実施できるよう、地方財政措置の充実も含め、十分な財政支援措置を講じることを要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公立学校施設の耐震化事業に対する国庫補助の継続

公立学校施設（小中学校、幼稚園等）の耐震化事業に係る国庫補助を継続するよう要望します。

2 公立高等学校施設の耐震化事業に対する国庫補助の適用

公立高等学校の耐震化事業も国庫補助対象とするよう要望します。

3 地方自治体の財政負担の大幅な軽減

全ての耐震補強に係る事業の起債充当率を100%とし、地方の一時的財政負担をなくすよう要望します。

4 私立学校施設の耐震化に対する国庫補助の拡充

私立学校施設の耐震化に係る国庫補助率を公立学校と同等とし、また、県が独自に嵩上げ補助を実施する場合には、交付税措置等の財政支援措置を講じるよう併せて要望します。

【現状と課題】

1 公立学校

(1) 地震防災対策特別措置法の一部改正による特別措置 (H27 年度まで)

○ 補助率

区 分		原則	地震特措法による特例	
			Is 値 0.3 未満	Is 値 0.3 以上
小・中学校、幼稚園 校舎・屋体	耐震補強	1 / 3	2 / 3	1 / 2
	改築	1 / 3	1 / 2	—

(2) 耐震化完了の見通し及び課題等 (小中学校・幼稚園)

○ 国においては、公立の義務教育諸学校施設について、平成 27 年度末までに耐震化を完了することを基本方針として定めているが、本県においては学校の統廃合計画との調整、震災に係る学校施設の復旧整備との兼ね合い等により、達成が困難な自治体があるところ。

2 私立学校

(1) 現状

○ 耐震化率

- ・岩手県公共建築物の耐震化の状況調査 (H26. 3. 31 時点)
- ・私立学校全体：70.7% (全棟数 75 棟の内 53 棟)

○ 補助率

区 分		原則
私立学校	耐震補強	1 / 3 ※Is 値 0.3 未満は 1 / 2
	改 築	1 / 3 ※幼稚園のみ Is 値 0.3 未満は 1 / 2

(2) 課題

○ 平成 27 年度目標は 82.0%であるが、耐震化が進んでいない。私立学校の経営は、個々の学校によって様ではないが、児童・生徒数の減少期にあることもあり、経営は総じて厳しく、現状の補助制度では耐震化工事を行うまで余裕がない状況。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室
総務部 法務学事課

33 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

奥州藤原氏による平泉文化に代表される日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館など、調査研究・資料収集・保存・展示公開等を目的とした総合的な研究拠点施設を、平泉町に設置することを要望します。

《 要 望 事 項 》

1 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

平成 23 年度に「平泉の文化遺産」が世界遺産に登録され、機運が一層高まっていることから、平泉町に総合的な研究拠点施設を設置するよう要望します。

【現状と課題】

- 日本の古代から中世にかけての移行期にあたる 12 世紀の平泉周辺には、わが国のみならずアジアの歴史研究を進める上で、きわめて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在しているが、本県に限らず、東北・北海道には、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館等の研究機関は設置されていないところ。
- 日本列島北部の歴史や文化に視座を定めた国立博物館等の研究機関が未設置であることから、北方の史的観点から日本文化を解明するための調査研究、資料収集・保存、展示公開が立ち遅れることにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用に支障が生じる可能性。

【県担当部局】教育委員会事務局 生涯学習文化課

34 地方警察官の増員及び財源措置

《 要 望 事 項 》

1 県警察官の増員及び財源措置

高齢者が被害に遭う特殊詐欺事件や、殺人等の凶悪事件に発展するおそれのあるDV・ストーカー事案が大幅に増加するなど厳しい治安情勢の中、県民の安全・安心を確保するため、警察活動の基盤である警察官の増員とともに、その経費について財源措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 特殊詐欺の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
特殊詐欺全体被害件数	50	38	27	39	53	85
特殊詐欺全体被害額(円)	77,100,000	31,105,000	49,235,000	689,183,000	422,670,000	428,109,931

- 平成26年中における特殊詐欺被害の認知件数は85件、被害総額は4億2,810万円に上り、認知件数が過去5年間で最悪を記録。
- 暴力団等により組織的に敢行される特殊詐欺の被害に歯止めをかけるためには、組織の中核を摘発し、詐欺グループを壊滅に追い込むことが必要となることから、専従体制の大幅な拡充が必要。

2 DV・ストーカー事案の推移

DV事案の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
相談件数	303	298	368	414
検挙件数	24	33	46	41
保護命令件数	58	60	59	77

ストーカー事案の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
相談件数	193	200	252	317
検挙件数	15	25	36	38
警告件数	13	18	20	29

- 平成26年中における殺人事件等の凶悪事件に発展する危険性の高いDV・ストーカー事案の相談件数が731件（前年比+111件）に急増。
- 長期にわたって敢行されるDV・ストーカー事案に十分な人的体制の確保が困難。
- 県民の安全・安心を確保するためには、迅速的確な被害防止措置と犯人の徹底検挙により、再被害等の要因を完全に除去する必要。

【県担当部局】警察本部 警務課